

# 北広島市地域防災計画

---

(資料編)

令和7年2月

北広島市防災会議



## 〔目次〕

## 資料編

〔 防 災 組 織 〕	1
○ 資料 1-1 災害対策本部組織（第 3 章第 1 節第 2-1 関係）	1
○ 資料 1-2 災害対策本部事務分掌（第 3 章第 1 節第 2-2 関係）	2
○ 資料 1-3 災害対策本部掲示板（第 3 章第 1 節第 2-5 関係）	8
○ 資料 1-4 ヘルメット（正面）（第 3 章第 1 節第 2-5 関係）	8
○ 資料 1-5 標章（第 3 章第 1 節第 2-5 関係）	9
○ 資料 1-6 避難場所標識（第 5 章第 4 節第 8-5 関係）	9
〔 防災関係機関・協力団体 〕	10
○ 資料 2-1 防災関係機関・協力団体連絡先一覧（第 3 章第 2 節第 3-3・5 関係）	10
〔 消 防 〕	11
○ 資料 3-1 消防施設の現況（第 4 章第 10 節第 5 関係）	11
〔 災害危険箇所 〕	12
○ 資料 4-1 重要水防区域（第 4 章第 11 節第 2 関係他）	12
○ 資料 4-2 土砂災害警戒（特別警戒）区域（第 4 章第 15 節第 1 関係他）	16
○ 資料 4-3 危険物製造所等地区別設置数（第 4 章第 10 節第 6 関係他）	18
〔 水位・雨量観測 〕	19
○ 資料 5-1 河川水位観測所一覧（第 5 章第 4 節第 3-3 関係）	19
9 〔 気象予警報・震度階級等 〕	20
○ 資料 6-1 市の気象概況（第 2 章第 1 節第 4 関係）	20
○ 資料 6-2 過去の災害の記録（第 2 章第 2 節第 1 関係）	22
○ 資料 6-3 特別警報、警報及び注意報の種類並びに発表基準	23
○ 資料 6-4 気象庁震度階級関連解説表（地震編 第 3 章第 2 節第 4 関係）	26
○ 資料 6-5 除雪作業基準（第 4 章第 13 節第 2-1 関係）	30
○ 資料 6-6 大雪対策について（第 4 章第 13 節第 2-6 関係）	31
〔 情報収集・伝達 〕	34
○ 資料 7-1 特別警報、警報、注意報及び情報伝達系統図（第 3 章第 2 節第 2-1 関係他）	34
○ 資料 7-2 災害情報連絡系統図（第 3 章第 2 節第 3-1 関係他）	35
〔 避難・救護・医療 〕	36
○ 資料 8-1 避難場所（第 5 章第 4 節第 8 関係他）	36
○ 資料 8-2 市内医療機関（第 1 章第 5 節関係）	44
○ 資料 8-3 浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設	47
〔 物資・資機材 〕	49
○ 資料 9-1 救援備蓄物資整備目標（第 4 章第 3 節第 1 関係）	49
○ 資料 9-2 救援備蓄物資一覧（第 4 章第 3 節第 1 関係他）	51
○ 資料 9-3 防災資機材保有状況	52
〔 通信・輸送 〕	53
○ 資料 10-1 緊急通行車両確認証明書（第 5 章第 13 節第 3-2 関係）	53

○ 資料 10-2	緊急通行車両標章（第 5 章第 13 節第 3-2 関係）	53
○ 資料 10-3	北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領（第 5 章第 8 節第 4-5 関係他）	54
[ 応急・復旧 ]		56
○ 資料 11-1	被害状況判定基準（第 5 章第 1 節関係）	56
○ 資料 11-2	災害時等における応急給水及び応急復旧の協力に関する協定書（第 5 章第 21 節第 1 関係）	60
○ 資料 11-3	日本水道協会北海道地方支部道央地区協議会災害時相互応援に関する協定（第 5 章第 21 節第 1 関係）	62
○ 資料 11-4	災害時における技術支援に関する協定書（第 5 章第 21 節第 1 関係）	64
○ 資料 11-5	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（第 5 章第 21 節第 2 関係）	65
○ 資料 11-6	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定（第 5 章第 21 節第 2 関係）	67
○ 資料 11-7	北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱（地震編 第 3 章第 22 節第 1 関係）	69
○ 資料 11-8	事業別国庫負担等一覧（第 8 章第 1 節第 3 関係）	72
○ 資料 11-9	応急金融融資の概要（第 8 章第 1 節第 5 関係）	76
[ 条例・協定等 ]		90
○ 資料 12-1	北広島市防災会議条例（第 3 章第 1 節第 1-1 関係）	90
○ 資料 12-2	北広島市防災会議運営規程（第 3 章第 1 節第 1-2 関係）	92
○ 資料 12-3	北広島市災害対策本部条例（第 3 章第 1 節第 2-6 関係）	93
○ 資料 12-4	北広島市災害対策本部運営等規程（第 3 章第 1 節第 2-6 関係）	94
○ 資料 12-5	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定等（第 5 章第 7 節第 1 関係他）	98
○ 資料 12-6	災害時等における応急生活物資供給等の協力に関する協定等（第 4 章第 3 節第 4 関係他）	98
○ 資料 12-7	緊急消防援助隊の運用に関する要綱（第 5 章第 7 節第 1-2 関係）	103
○ 資料 12-8	札幌圏防災関係機関設置要綱（第 5 章第 7 節第 1-2 関係他）	116
○ 資料 12-9	札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定（第 5 章第 30 節第 1 関係）	117
○ 資料 12-10	災害義援金募集委員会及び事業要綱骨子（第 8 章第 2 節第 3 関係）	119
○ 資料 12-11	災害義援金配分委員会及び事業要綱骨子（第 8 章第 2 節第 3 関係）	122
○ 資料 12-12	北広島市災害弔慰金の支給等に関する条例（第 8 章第 1 節第 5 関係）	124
○ 資料 12-13	北広島市家屋等災害復旧資金貸付規則（第 8 章第 1 節第 5 関係）	128
[ 図 面 ]		130
○ 資料 13-1	重要水防区域図（第 4 章第 11 節関係他）	130
○ 資料 13-2	洪水・土砂災害ハザードマップ（第 4 章第 11 節・第 4 章第 15 節関係他）	132
○ 資料 13-3	地区別避難所マップ（第 4 章第 15 節関係他）	133
○ 資料 13-4	ヘリコプター離着陸可能地及び緊急輸送道路（第 5 章第 8 節第 4 関係）	138
[ 様 式 ]		139
○ 別記第 1 号様式	気象通報受理簿（兼送信票）（第 3 章第 2 節第 2 関係）	139
○ 別記第 2 号様式	災害情報報告（第 3 章第 1 節第 3 関係）	140
○ 別記第 3 号様式	災害情報（第 5 章第 1 節第 1 関係）	141
○ 別記第 4 号様式	被害状況報告（速報・中間・最終）（第 5 章第 1 節第 1 関係）	143
○ 別記第 5 号様式	被害状況（中間・最終）報告集計表（第 5 章第 1 節第 1 関係）	146

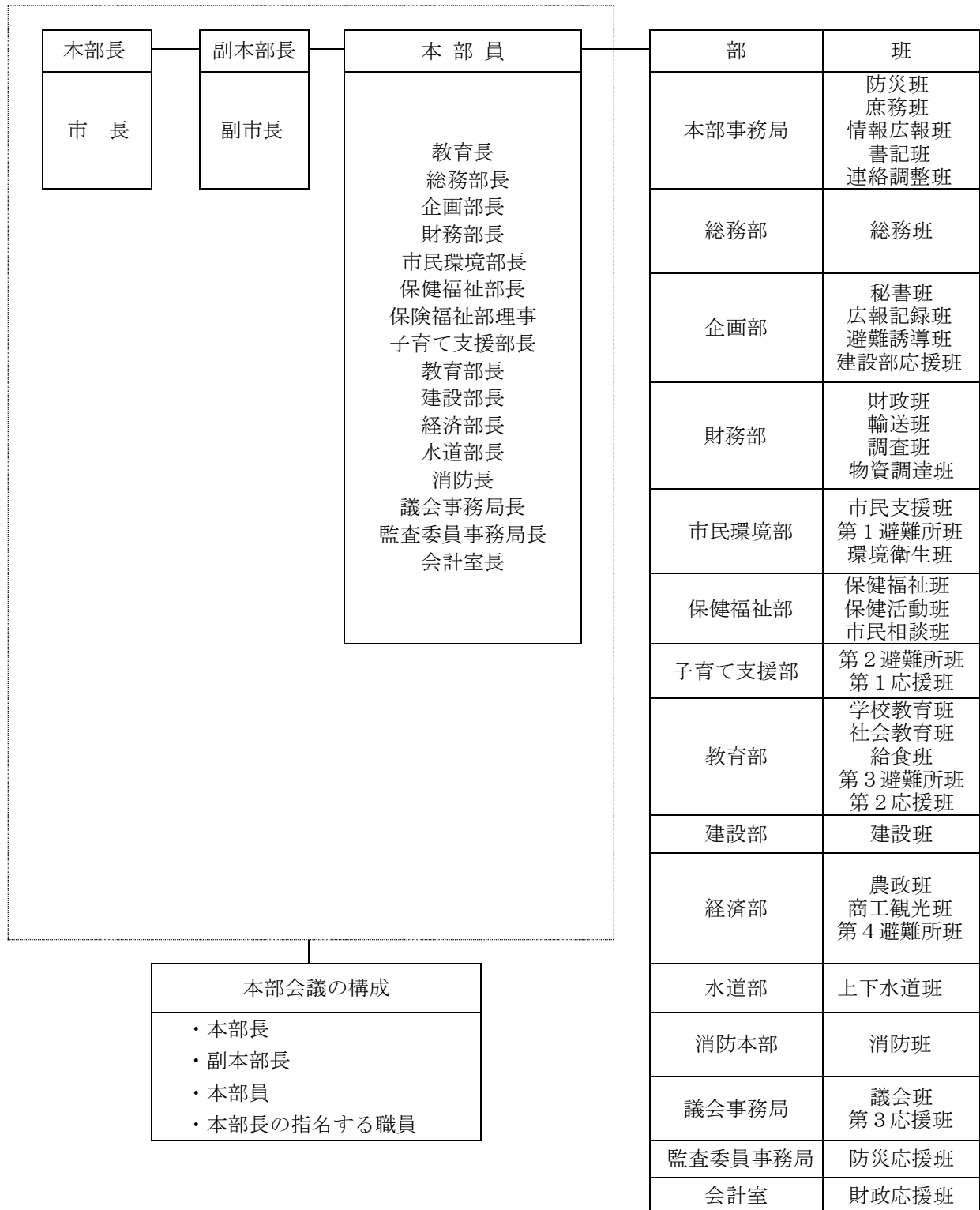
○ 別記第 6 号様式	災害情報速報（第 5 章第 3 節第 1 関係）	148
○ 別記第 7 号様式	職員参集状況報告書（第 3 章第 1 節第 3 関係）	150
○ 別記第 8 号様式	職員参集状況集計表（第 3 章第 1 節第 3 関係）	151
○ 別記第 9 号様式	職員参集状況受付簿（第 3 章第 1 節第 3 関係）	152
○ 別記第 10 号様式	職員等安否確認調査票（第 3 章第 1 節第 3 関係）	153
○ 別記第 11 号様式	公用令書等（別表第 1 号様式～第 6 号様式）（第 5 章第 5 節第 2 関係）	154
○ 別記第 12 号様式	避難者世帯名簿（第 5 章第 4 節第 7 関係）	157
○ 別記第 13 号様式	避難所収容台帳（第 5 章第 4 節第 7 関係）	158
○ 別記第 14 号様式	避難所設置及び収容状況（第 5 章第 4 節第 7 関係）	159
○ 別記第 15 号様式	救助種目別物資受払簿（第 5 章第 4 節第 7 関係他）	160
○ 別記第 16 号様式	被災者救出状況記録簿（第 5 章第 9 節第 2 関係）	161
○ 別記第 17 号様式	輸送記録簿（第 5 章第 14 節第 3 関係）	162
○ 別記第 18 号様式	炊き出し給与状況（第 5 章第 15 節第 2 関係）	163
○ 別記第 19 号様式	飲料水の供給簿（第 5 章第 16 節第 2 関係）	164
○ 別記第 20 号様式	世帯構成員別被害状況（第 5 章第 17 節第 4 関係）	165
○ 別記第 21 号様式	物資購入（配分）計画表（第 5 章第 17 節第 4 関係）	166
○ 別記第 22 号様式	物資の給与状況（第 5 章第 17 節第 4 関係）	167
○ 別記第 23 号様式	物資給与及び受領簿（第 5 章第 17 節第 4 関係）	168
○ 別記第 24 号様式	救護班活動状況（第 5 章第 10 節第 6 関係）	169
○ 別記第 25 号様式	病院診療所医療実施状況（第 5 章第 10 節第 6 関係）	170
○ 別記第 27 号様式	学用品の給与状況（第 5 章第 26 節第 4 関係）	171
○ 別記第 26 号様式	助産台帳（第 5 章第 10 節第 6 関係）	172
○ 別記第 28 号様式	応急仮設住宅台帳（第 5 章第 24 節第 5 関係）	173
○ 別記第 29 号様式	住宅応急修理記録簿（第 5 章第 24 節第 5 関係）	174
○ 別記第 30 号様式	遺体の搜索状況記録簿（第 5 章第 27 節第 2 関係）	175
○ 別記第 31 号様式	遺体処理台帳（第 5 章第 27 節第 2 関係）	176
○ 別記第 32 号様式	埋葬台帳（第 5 章第 27 節第 2 関係）	177
○ 別記第 33 号様式	障害物除去の状況（第 5 章第 25 節第 6 関係）	178
○ 別記第 34 号様式	賃金作業員雇用台帳（第 5 章第 32 節第 3 関係）	179
○ 別記第 35 号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（第 5 章第 8 節第 4 関係）	180
○ 別記第 36 号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（第 5 章第 8 節第 4 関係）	181
○ 別記第 37 号様式	救急患者の緊急搬送情報伝達票（第 5 章第 8 節第 4 関係）	182
○ 別記第 38 号様式	自衛隊災害派遣要請の依頼について（第 5 章第 6 節第 1 関係）	183
○ 別記第 39 号様式	自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について（第 5 章第 6 節第 1 関係）	184



# 〔 防 災 組 織 〕

## ○ 資料 1 - 1 災害対策本部組織 (第 3 章 第 1 節 第 2 - 1 関係)

(令和 6 年 4 月 1 日現在)



## ○ 資料 1 - 2 災害対策本部事務分掌 (第 3 章第 1 節第 2 - 2 関係)

部	対策部長	班に属する 職員の配属先	班	事務分掌
本 部 事務局	総務部長	危機管理課・ 監査事務局	防災班	(1) 災害対策本部の総合調整に関すること (2) 災害対策本部の設置及び廃止に関すること (3) 気象予警報の収集及び伝達に関すること (4) 災害(被害)情報の収集整理に関すること (5) 避難の勧告又は指示の発令に関すること (6) 知事への災害報告に関すること (7) 自衛隊の派遣要請に関すること (8) 防災関係機関との連絡調整に関すること (9) 防災会議に関すること (10) 災害救助法に関すること (11) 災害による行方不明者の捜索の調整に関すること。
		総務部	庶務班	(1) 本部の設置及び本部会議開催に向けた設営に関すること (2) その他他部及び部内の他の班に属さないこと
		企画部	情報広報班	(1) 被害報等の一括収集・整理及び庁内外への情報提供に関すること
		企画部・建設部	書記班	(1) 本部での書記に関すること
		各部から各部長 が指名した者	連絡調整班	(1) 本部と各部との情報連絡に関すること (2) 国、道及び他自治体との連絡調整に関すること
総務部	総務部長	総務部 (総務部(危機管理課を除く))	総務班	(1) 職員の動員計画に関すること (2) 職員の非常招集に関すること (3) 動員職員の出動状況の記録に関すること (4) 動員職員の寝具、災害出動用被服等の配布に関すること (5) 労務の供給に関すること (6) 行政機能の継続に向けた職員体制に関すること (7) 災害時の車両(作業用を除く。)の配車及び燃料の確保に関すること (8) 庁内の非常態勢に関すること (9) 通信連絡機能及び情報管理機能の確保に関すること

企画部	企画部長	企画部	秘書班	(1) 本部長及び副本部長の秘書に関する事 (2) 見舞者の応接に関する事
			広報記録班	(1) 市民への災害復旧情報等の供給に関する事 (2) 市民への総合的かつ一体的な支援策情報等の提供に関する事 (3) 被災現場の写真撮影に関する事 (4) 災害広報に関する事 (5) 報道機関等との連絡調整に関する事 (6) 総合的な災害記録の作成及び災害統計に関する事 (7) 災害情報の収集及び伝達に関する事 (8) 国、道及び関係機関への要望及び資料調整に関する事
			避難誘導班	(1) 市民への気象通報、避難指示の伝達に関する事 (2) 被災者の指定避難所への誘導に関する事 (3) 避難状況の記録及び報告に関する事 (4) 避難勧告等実施機関との調整に関する事
			建設部 応援班	(1) 建設部への応援に関する事
財務部	財務部長	財務部	財政班	(1) 災害予算の編成及び資金の調達に関する事 (2) 寄附金の受付及び配布に関する事
			輸送班	(1) 避難者の移送に関する事 (2) 指定避難所への物資の輸送に関する事
			調査班	(1) 被災地域における被害の実態調査に関する事 (2) 罹災証明に関する事
			物資調達班	(1) 物資の調達及び救援物資の受入れに関する事 (2) 物資の保管及び配分に関する事
市民環境部	市民環境部長	市民環境部	市民支援班	(1) 市民組織との連絡及び協力に関する事 (2) 被災地における交通安全対策に関する事 (3) 市民環境部所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 (4) 市民環境部所管施設の災害復旧に関する事 (5) 市民環境部所管施設の応急利用に関する事
			第1避難所班	(1) 部が所管する指定避難所の開設及び管理運営に関する事 (2) 部が所管する指定避難所の記録及び報告に関する事 (3) 部が所管する指定避難所における救援物資の配分に関する事 (4) その他指定避難所に関する事
			環境衛生班	(1) 災害時の廃棄物及び汚物処理に関する事 (2) 指定避難所における仮設トイレの設置に関する事 (3) 遺体の収容処理及び埋葬に関する事

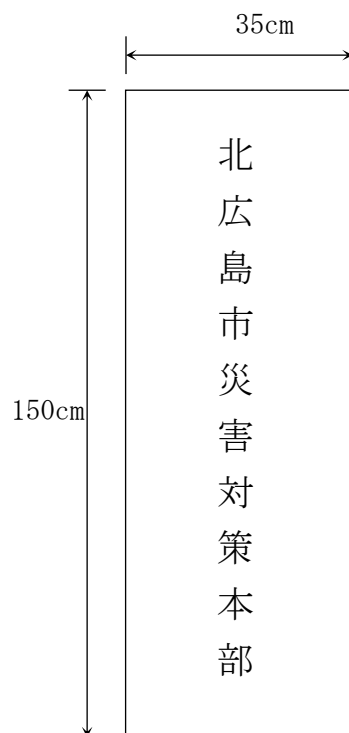
				<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 被災地における環境保全及び公害対策に関すること</li> <li>(5) 衛生関係施設の被害調査に関すること</li> </ul>
保 健 福祉部	保健福祉部長	保健福祉部	保健福祉班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難行動支援者の避難等の安全確保及び保護に関すること</li> <li>(2) 防災ボランティアの受入れ及び調整に関すること</li> <li>(3) 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関すること</li> <li>(4) 社会福祉施設の被害調査に関すること</li> <li>(5) 福祉避難所の開設に伴う連絡及び調整に関すること</li> <li>(6) 被災者に対する生活援護に関すること</li> <li>(7) 被災者に対する災害弔慰金、見舞金に関すること</li> <li>(8) 救援物資の受付及び義援金等の受付並びに配分に関すること</li> </ul>
			保健活動班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者に対する保健指導及び栄養指導に関すること</li> <li>(2) 指定避難所等の感染症予防に関すること</li> <li>(3) 指定避難所における健康相談に関すること</li> <li>(4) 千歳地域保健室との連絡調整に関すること</li> <li>(5) 医師会及び歯科医師会との連携に関すること</li> <li>(6) 医療機関の被害調査に関すること</li> <li>(7) 医薬品等の供給確保に関すること</li> <li>(8) 救護所の開設及び管理に関すること</li> </ul>
			市民相談班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民からの問い合わせ及び相談に関すること</li> </ul>
子育て 支援部	子育て 支援部長	子育て支援部	第2避難所班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難所運営の総括に関すること</li> <li>(2) 部が所管する指定避難所の開設及び管理運営に関すること</li> <li>(3) 部が所管する指定避難所の記録及び報告に関すること</li> <li>(4) 部が所管する指定避難所における救援物資の配分に関すること</li> <li>(5) その他指定避難所に関すること</li> </ul>
			第1応援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 他対策部への応援に関すること</li> </ul>
教育部	教育部長	教育部	学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>(2) 学校教育施設の災害復旧に関すること</li> <li>(3) 学用品等の配給に関すること</li> <li>(4) 被災児童・生徒の応急教育対策に関すること</li> <li>(5) 学校教育施設の応急利用に関すること</li> <li>(6) 被災児童・生徒の安全確保、応急救護及び罹災状況の調査に関すること</li> <li>(7) 教職員の動員に関すること</li> </ul>

			社会教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会教育及び体育施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>(2) 文化財の保護及び応急対策に関する事</li> <li>(3) 社会教育及び体育施設の災害復旧に関する事</li> <li>(4) 社会教育及び体育施設の応急利用に関する事</li> </ul>
教育部	教育部長	教育部	給食班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者および災害業務従事者に対する食料の調達及び供給に関する事</li> <li>(2) 被災者への炊き出しに関する事</li> <li>(3) 給食施設の応急利用に関する事</li> </ul>
			第3避難所班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部が所管する指定避難所の開設及び管理運営に関する事</li> <li>(2) 部が所管する指定避難所の記録及び報告に関する事</li> <li>(3) 部が所管する指定避難所における救援物資の配分に関する事</li> <li>(4) その他指定避難所に関する事</li> </ul>
			第2応援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 他対策部への応援に関する事</li> </ul>
建設部	建設部長	建設部	建設班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路の通行禁止及び制限の措置に関する事</li> <li>(2) 道路、橋りょう、河川、公園等の被害情報の収集、現地調査及び防災措置要請に関する事</li> <li>(3) 道路、橋りょう、河川、公園等の保護及び応急対策に関する事</li> <li>(4) 道路、橋りょう、河川、公園等の災害復旧に関する事</li> <li>(5) 応急作業用車両等の確保、調達、配分及び保管に関する事</li> <li>(6) 障害物の除去に関する事</li> <li>(7) 市街地の浸水防止対策に関する事</li> <li>(8) 災害発生危険区域の警戒巡視に関する事</li> <li>(9) 北広島市水防計画に定める水防活動に関する事</li> <li>(10) 応急仮設住宅等の建設に関する事</li> <li>(11) 住宅の応急修理に関する事</li> <li>(12) 建築物の災害対策に関する事</li> <li>(13) 公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>(14) 緊急輸送路に関する連絡及び調整に関する事</li> <li>(15) 災害現場への土木・建築用資材等の輸送計画の策定及び実施に関する事</li> <li>(16) 輸送関係機関との連絡調整に関する事</li> </ul>

経済部	経済部長	経済部	農政班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業関係の被害調査に関する事</li> <li>(2) 被災農家の援護に関する事</li> <li>(3) 農業被害に関する応急対策及び災害復旧に関する事</li> <li>(4) 農業災害補償及び農業関係資金の融資に関する事</li> <li>(5) 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関する事</li> <li>(6) 林野火災に関する事</li> <li>(7) 治山に関する事</li> <li>(8) 救農土木事業に関する事</li> <li>(9) 死亡獣畜の処理に関する事</li> <li>(10) 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事</li> </ul>
			商工観光班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 商工業関係の被害調査に関する事</li> <li>(2) 被災商工業者の援護対策に関する事</li> <li>(3) 被災商工業者の金融相談および応急対策に関する事</li> <li>(4) 観光客(外国人を含む)への情報提供の総合調整に関する事</li> <li>(5) 災害時の消費物資の確保及び物価安定に関する事</li> <li>(6) 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事</li> </ul>
			第4避難所班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部が所管する指定避難所の開設及び管理運営に関する事</li> <li>(2) 部が所管する指定避難所の記録及び報告に関する事</li> <li>(3) 部が所管する指定避難所における救援物資の配分に関する事</li> <li>(4) その他指定避難所に関する事</li> </ul>
水道部	水道部長	水道部	上下水道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における飲料水の供給に関する事</li> <li>(2) 応急給水に関する事</li> <li>(3) 上下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関する事</li> <li>(4) 上下水道施設の災害復旧に関する事</li> <li>(5) 上下水道事業への受援に係る連絡調整及び受入に関する事</li> </ul>
消防本部	消防長	消防署及び消防本部	消防班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防活動及び水防活動に関する事</li> <li>(2) 災害現場の情報収集及び伝達に関する事</li> <li>(3) 火災警報等の市民への周知に関する事</li> <li>(4) 住民の避難誘導、人命救助及び行方不明者の捜索に関する事</li> <li>(5) 傷病者等の搬送に関する事</li> <li>(6) 消防・水防警戒区域の設定等に関する事</li> <li>(7) 消防団に関する事</li> </ul>

議 会 事 務 局	議 会 事 務 局 長	議 会 事 務 局	議 会 班	(1) 議 会 と の 連 絡 調 整 に 関 す る こ と
			第 3 応 援 班	(1) 他 対 策 部 へ の 応 援 に 関 す る こ と
監 査 委 員 事 務 局	監 査 委 員 事 務 局 長	監 査 委 員 事 務 局	防 災 応 援 班	(1) 本 部 事 務 局 防 災 班 へ の 応 援 に 関 す る こ と
会 計 室	会 計 室 長	会 計 室	財 政 応 援 班	(1) 災 害 に 伴 う 金 銭 ( 義 援 金 等 の 受 入 れ を 含 む ) の 出 納 及 び 保 管 に 関 す る こ と (2) 災 害 経 費 の 経 理 に 関 す る こ と (3) 市 有 財 産 の 被 害 調 査 、 災 害 応 急 対 策 及 び 災 害 共 済 に 関 す る こ と (4) 市 有 財 産 の 緊 急 使 用 に 関 す る こ と (5) 財 政 班 へ の 応 援 に 関 す る こ と

○ 資料 1 - 3 災害対策本部揭示板（第 3 章第 1 節第 2 - 5 関係）

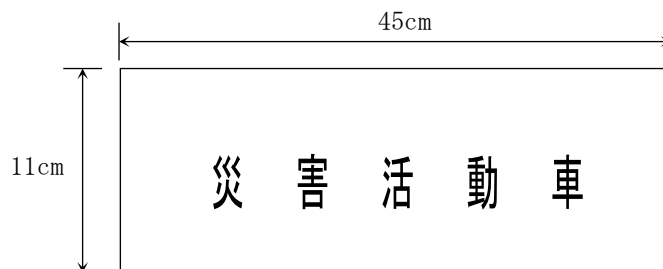


○ 資料 1 - 4 ヘルメット（正面）（第 3 章第 1 節第 2 - 5 関係）

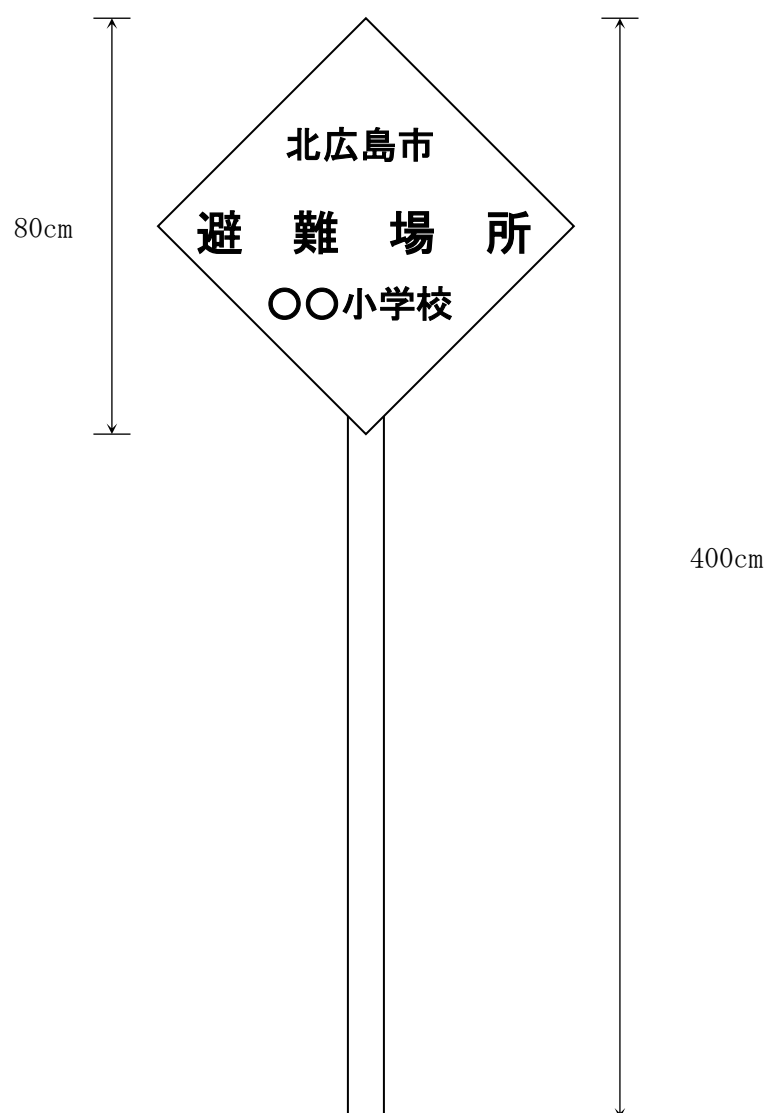


- ・ オレンジ色地に緑色の市章
- ・ 緑色 1 本線

○ 資料 1 - 5 標章 (第 3 章 第 1 節 第 2 - 5 関係)



○ 資料 1 - 6 避難場所標識 (第 5 章 第 4 節 第 8 - 5 関係)



- 注) 1 ベースは緑とし、文字は白抜き、白で縁取り、反射フィルム  
 2 看板の材質はアルミ (600 角) とし、2 面  
 3 ポールは亜鉛メッキ柱 (60 径)、下部に X 型ネカセを付ける

## 〔 防災関係機関・協力団体 〕

## ○ 資料 2 - 1 防災関係機関・協力団体連絡先一覧（第 3 章第 2 節第 3 - 3 ・ 5 関係）

機 関 名	所 在 地	代 表 者	通 信 先
			電 話 番 号
札幌開発建設部 札幌道路事務所	札幌市豊平区月寒東 2 条 8 丁目 3-1	所 長	854-6111
札幌開発建設部 千歳道路事務所	千歳市北斗 6 丁目 13-3	所 長	(0123) 23-2191
札幌開発建設部 千歳川河川事務所	千歳市住吉 1 丁目 1-1	所 長	(0123) 24-1114
札幌管区气象台	札幌市中央区北 2 条西 18 丁目 2	気象防災部 次 長	611-6149
北海道森林管理局 石狩森林管理署	札幌市中央区南 9 条西 23 丁目 1-10	署 長	563-6111
陸上自衛隊第 7 師団 第 72 戦車連隊	恵庭市柏木町 531 番地	連 隊 長	(0123) 32-2101
北海道農政事務所 札幌地域拠点	札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22	総括農政 推進官	330-8821
北海道総合通信局 防災対策推進室	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第一合同庁舎	室 長	747-6451
石狩振興局 地域創生部 危機対策室	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館	主 幹	231-4111
空知総合振興局 札幌建設管理部 千歳出張所	千歳市桂木 6 丁目 1-28	所 長	(0123) 23-4191
石狩振興局保健環境部 千歳地域保健室	千歳市東雲町 4 丁目 2 番地	室 長	(0123) 23-3175
厚別警察署	札幌市厚別区厚別中央 2 条 4 丁目 5-20	署 長	896-0110
北海道旅客鉄道 (株)北広島駅	北広島市中央 6 丁目 10	駅 長	372-3156
東日本電信電話(株) 北海道事業部 災害対策室	札幌市中央区北 1 条西 4 丁目 2-4 N T T 大通 4 丁目ビル	室 長	212-4466
北海道電力ネットワーク株式会社 札幌東ネットワークセンター	札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 1-30	所 長	892-8111
北海道ガス(株) 導管計画部	札幌市東区北 7 条東 2 丁目 1-1	部 長	792-8117
恵庭土地改良区	恵庭市島松仲町 2 丁目 9-12	理 事 長	(0123) 36-8411
石狩東部広域水道企業団	恵庭市盤尻 264 番地の 1	企 業 長	(0123) 33-2191
札幌圏防災関係機関連絡会	札幌市中央区南 4 条西 10 丁目 (札幌市消防局内)	防災部長	215-2090
郵便局(株)北広島郵便局	北広島市栄町 1 丁目 5-1	局 長	372-0932
(社)北広島医師会	北広島市栄町 1 丁目 5-2	会 長	373-6344
道央農業協同組合	恵庭市島松仲町 2 丁目 10-1	組 合 長	0123-36-1122
北広島商工会	北広島市中央 5 丁目 7-2	会 長	373-3333
北広島市社会福祉協議会	北広島市栄町 1 丁目 5-2	会 長	372-1698

## 〔 消 防 〕

## ○ 資料 3 - 1 消防施設の現況（第 4 章第 10 節第 5 関係）

## 1 消防車両等の現況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区 分	種 別	数 量
車 両	調 査 車	1
	資機材搬送車	1
	連 絡 車	1
	指 揮 車	1
	水槽付消防ポンプ自動車	3
	はしご付消防自動車	1
	救助工作車	1
	小型動力ポンプ付水槽車	1
	化学消防ポンプ自動車	1
	小型動力ポンプ付積載車	5
	高規格救急車	4
消防救急 デジタル無線	基 地 局	1
	固 定 局	2
	移 動 局	4 4

## 2 水利施設

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

地区	区 分	防 火 水 槽		合 計
	消 火 栓 公 設	40m <sup>3</sup> ~60m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup>	
東 部 地 区	168	21	1	190
西 部 地 区	46	12	1	59
大 曲 地 区	161	29	1	191
西 の 里 地 区	43	13		56
北 広 島 団 地	124	9		133
計	542	84	3	629

## 〔 災害危険箇所 〕

## ○ 資料 4 - 1 重要水防区域 (第 4 章第 11 節第 2 関係他)

(1) 国管理

(令和 6 年度)

No.	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況堤防高	既往災害	その他
越-1	千歳川	左岸	越水溢水	○	B	広島	14.00～15.20		1.20	14.60	9.26	11.06	10.76		直轄管理区間
越-2	千歳川	左岸	越水溢水	○	B	広島	15.40～17.71		2.31	16.60	9.31	11.06	10.60		直轄管理区間
越-3	千歳川	左岸	越水溢水	○	B	音江別	18.00～19.00		1.00	18.60	9.37	11.06	10.83		直轄管理区間
越-4	千歳川	左岸	越水溢水	○	B	音江別	19.00～19.20		0.20	19.20	9.38	11.06	10.70		直轄管理区間
越-5	千歳川	左岸	越水溢水		B	音江別	19.20～19.80		0.60	19.60	9.39	11.06	10.76		直轄管理区間
堤-1	千歳川	左岸	堤体漏水		B	広島	16.80～17.71		0.44	17.20	9.33	11.06	10.79		直轄管理区間
堤-2	千歳川	左岸	堤体漏水		B	広島	17.80～18.00		0.91	18.00	9.35	11.06	11.02		直轄管理区間
工-1	千歳川	—	工作物		B	広幌橋	15.24			15.20	9.28	11.06	—		直轄管理区間
工-2	千歳川	—	工作物		B	新千歳川橋	17.71			17.80	9.35	11.06	12.36		直轄管理区間
破-1	千歳川	左岸	破堤跡		要注意	広島築堤	15.40			15.40	9.28	11.06	10.87	S37	直轄管理区間
旧-1	千歳川	左岸	旧川跡	○	要注意	広島	14.00～14.20		0.20	14.20	9.25	11.06	10.53		直轄管理区間
旧-2	千歳川	左岸	旧川跡	○	要注意	広島	16.20～17.40		1.20	16.80	9.32	11.06	10.79		直轄管理区間
重-1	千歳川	左岸	重点区間	○		広島築堤	14.10～14.30		0.23	14.20	9.25	11.06	10.53		直轄管理区間
重-2	千歳川	左岸	重点区間	○		広島築堤	16.50～16.70		0.20	16.60	9.31	11.06	10.60		直轄管理区間
重-3	千歳川	左岸	重点区間	○		音江別築堤	18.90～19.10		0.20	19.00	9.38	11.06	10.18		直轄管理区間
越-1	島松川	左岸	越水溢水		B	左岸築堤	0.04～0.20		0.16	0.20	9.39	11.06	10.42		直轄管理区間
越-2	島松川	左岸	越水溢水		A	左岸築堤	0.20～0.40		0.20	0.40	9.39	11.06	10.27		直轄管理区間
越-3	島松川	左岸	越水溢水		B	左岸築堤	0.40～0.87		0.47	0.60	9.39	11.06	10.42		直轄管理区間
衝-1	島松川	左岸	水衝・洗掘		B	左岸築堤	0.45～0.80		0.35	0.60	9.39	11.06	10.42		直轄管理区間
衝-2	島松川	左岸	水衝・洗掘		B	左岸築堤	0.84～0.86		0.02	0.80	9.39	11.06	10.57		直轄管理区間
工-1	島松川	—	工作物		A	南 9 号橋	0.87			0.80	9.39	11.06	10.57		直轄管理区間

No.	河川名	左右岸	種別	重点 区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画 高水位	計画 築堤高	現況 堤防高	既往 災害	その他
越-1	輪厚川	左岸	越水 溢水		B	左岸 築堤	0.07～ 0.60		0.53	0.40	9.35	11.06	10.56		2条8 号区間
越-2	輪厚川	左岸	越水 溢水		A	左岸 築堤	0.60～ 1.40		0.80	1.00	9.35	11.06	10.38		2条8 号区間
越-3	輪厚川	左岸	越水 溢水		B	左岸 築堤	1.40～ 2.00		0.60	1.80	9.81	11.06	11.11		2条8 号区間
越-4	輪厚川	右岸	越水 溢水		A	右岸 築堤	0.06～ 0.20		0.14	0.20	9.35	11.06	10.39		2条8 号区間
越-5	輪厚川	右岸	越水 溢水		B	右岸 築堤	0.20～ 0.40		0.20	0.40	9.35	11.06	10.48		2条8 号区間
越-6	輪厚川	右岸	越水 溢水		A	右岸 築堤	0.40～ 1.40		1.00	1.00	9.35	11.06	10.20		2条8 号区間
越-7	輪厚川	右岸	越水 溢水		B	右岸 築堤	1.40～ 2.00		0.60	1.80	9.81	11.06	10.45		2条8 号区間
堤-1	輪厚川	左岸	堤体 漏水		B	左岸 築堤	0.20～ 2.00		1.82	1.20	9.35	11.06	10.30		2条8 号区間
堤-2	輪厚川	右岸	堤体 漏水		B	右岸 築堤	0.06～ 2.00		1.89	1.00	9.35	11.06	10.2		2条8 号区間
衝-1	輪厚川	左岸	水衝・ 洗掘		B	左岸 築堤	1.66			1.60	9.58	11.06	11.78		2条8 号区間
衝-2	輪厚川	右岸	水衝・ 洗掘		B	右岸 築堤	1.66			1.60	9.58	11.06	11.48		2条8 号区間
工-1	輪厚川	—	工作物		A	東栄橋	0.12			0.20	9.35	11.06	10.42		2条8 号区間
工-2	輪厚川	—	工作物		A	長谷川 橋	0.64			0.60	9.35	11.06	10.63		2条8 号区間
工-3	輪厚川	—	工作物		B	広栄橋	1.65			1.60	9.58	11.06	10.78		2条8 号区間
工-4	輪厚川	—	工作物		B	中央橋	2.07			2.00	10.05	11.06	10.98		2条8 号区間
旧-1	輪厚川	左岸	旧川跡		要注意	左岸 築堤	0.40～ 0.60		0.20	0.60	9.35	11.06	10.63		2条8 号区間
旧-2	輪厚川	左岸	旧川跡		要注意	左岸 築堤	1.00～ 1.20		0.20	1.20	9.35	11.06	10.30		2条8 号区間
越-1	島松川	左岸	越水 溢水		B	左岸 築堤	0.87～ 1.00		0.13	1.00	9.39	11.06	10.66		2条8 号区間
越-2	島松川	左岸	越水 溢水		A	左岸 築堤	1.00～ 1.40		0.40	1.20	9.40	11.06	10.51		2条8 号区間
越-3	島松川	左岸	越水 溢水		B	左岸 築堤	1.40～ 2.80		1.40	2.20	9.40	11.06	11.00	S56	2条8 号区間
越-4	島松川	左岸	越水 溢水		A	左岸 築堤	2.80～ 3.00		0.20	3.00	9.40	11.06	10.76	S56	2条8 号区間
越-5	島松川	左岸	越水 溢水		B	左岸 築堤	3.00～ 3.20		0.20	3.20	9.41	11.06	10.90	S56	2条8 号区間
越-6	島松川	左岸	越水 溢水		A	左岸 築堤	3.20～ 4.60		1.40	4.00	9.41	11.06	10.45	S56	2条8 号区間
越-7	島松川	左岸	越水 溢水		B	左岸 築堤	4.60～ 5.20		0.60	5.00	10.19	11.19	11.52	S56	2条8 号区間
堤-1	島松川	左岸	堤体 漏水		B	左岸 築堤	1.50～ 2.10		0.60	1.80	9.40	11.06	10.81		2条8 号区間
堤-2	島松川	左岸	堤体 漏水		B	左岸 築堤	2.30～ 5.20		2.90	3.80	9.41	11.06	10.49	S56	2条8 号区間
基-1	島松川	左岸	基礎地 盤漏水		B	左岸 築堤	1.40～ 1.43		0.03	1.40	9.40	11.06	10.41		2条8 号区間
基-2	島松川	左岸	基礎地 盤漏水		B	左岸 築堤	1.50～ 5.20		3.70	3.40	9.41	11.06	10.89		2条8 号区間
衝-1	島松川	左岸	水衝・ 洗掘		B	左岸 築堤	0.92～ 0.94		0.02	1.00	9.39	11.06	10.66		2条8 号区間

No.	河川名	左右岸	種別	重点 区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画 高水位	計画 築堤高	現況 堤防高	既往 災害	その他
衝 -2	島松川	左岸	水衝・ 洗掘		B	左岸 築堤	2.41～ 3.01		0.60	2.80	9.40	11.06	10.89		2条8 号区間
工 -1	島松川	—	工作物		A	南15号 橋	4.31			4.40	9.71	11.06	10.88		2条8 号区間
工 -2	島松川	—	工作物		B	島松川 橋梁	5.29			5.20	10.39	11.39	11.75		2条8 号区間
破 -1	島松川	左岸	破堤跡		要注意	左岸 築堤	1.60			1.60	9.40	11.06	10.65	S56	2条8 号区間
越 -1	音江別川	左岸	越水 溢水		B	左岸 築堤	0.03～ 0.40		0.37	0.20	9.40	11.06	10.51		2条8 号区間
越 -2	音江別川	左岸	越水 溢水		A	左岸 築堤	0.40～ 0.76		0.364	0.60	9.40	11.06	10.41		2条8 号区間
越 -3	音江別川	左岸	越水 溢水		B	左岸 築堤	0.76～ 1.96		1.21	1.40	9.40	11.06	10.67		2条8 号区間
越 -4	音江別川	右岸	越水 溢水		B	右岸 築堤	0.13～ 0.20		0.07	0.20	9.40	11.06	10.66		2条8 号区間
越 -5	音江別川	右岸	越水 溢水		A	右岸 築堤	0.20～ 0.40		0.20	0.40	9.40	11.06	10.40		2条8 号区間
越 -6	音江別川	右岸	越水 溢水		B	右岸 築堤	0.40～ 1.80		1.39	1.20	9.40	11.06	10.63		2条8 号区間
衝 -1	音江別川	左岸	水衝・ 洗掘		B	左岸 築堤	0.26～ 0.80		0.55	0.60	9.40	11.06	10.41		2条8 号区間
衝 -2	音江別川	左岸	水衝・ 洗掘		B	左岸 築堤	1.10			1.20	9.40	11.06	10.48		2条8 号区間
衝 -3	音江別川	左岸	水衝・ 洗掘		B	左岸 築堤	1.40～ 1.91		0.52	1.60	9.40	11.06	10.52		2条8 号区間
衝 -4	音江別川	左岸	水衝・ 洗掘		B	左岸 築堤	2.01			2.00	10.40	11.06	11.57		2条8 号区間
衝 -5	音江別川	左岸	水衝・ 洗掘		B	左岸 築堤	2.08			2.00	10.40	11.06	11.57		2条8 号区間
工 -1	音江別川	—	工作物		A	音江別 川橋	1.37			1.40	9.40	11.06	10.67		2条8 号区間
旧 -1	音江別川	左岸	旧川跡		要注意	左岸 築堤	1.50～ 1.70		0.202	1.60	9.40	11.06	10.52		2条8 号区間
旧 -2	音江別川	右岸	旧川跡		要注意	右岸 築堤	1.50～ 1.70		0.198	1.60	9.40	11.06	10.68		2条8 号区間
越 -1	裏の沢川	左岸	越水 溢水		B	左岸築堤	0.20～ 0.40		0.19	0.40	9.35	11.06	10.45		2条8 号区間
越 -2	裏の沢川	左岸	越水 溢水		A	左岸築堤	0.40～ 1.11		0.706	0.80	9.43	11.06	10.45		2条8 号区間
越 -3	裏の沢川	左岸	越水 溢水		A		1.11～ 1.40		0.28	1.20	10.40	11.06			2条8 号区間
越 -4	裏の沢川	右岸	越水 溢水		A	右岸築堤	0.20～ 0.40		0.20	0.40	9.35	11.06	10.32		2条8 号区間
越 -5	裏の沢川	右岸	越水 溢水		B	右岸築堤	0.40～ 1.03		0.63	0.80	9.43	11.06	10.62		2条8 号区間
越 -6	裏の沢川	右岸	越水 溢水		A		1.20～ 1.40		0.19	1.40	0.00	0.00	—		2条8 号区間
堤 -1	裏の沢川	左岸	堤体 漏水		B	左岸築堤	0.18～ 1.11		0.92	0.60	9.39	11.06	10.29		2条8 号区間
堤 -2	裏の沢川	左岸	堤体 漏水		B		1.11～ 1.20		0.09	1.20	10.40	11.06	—		2条8 号区間
堤 -3	裏の沢川	右岸	堤体 漏水		B	右岸築堤	0.06～ 1.00		0.94	0.60	9.39	11.06	10.50		2条8 号区間
衝 -1	裏の沢川	左岸	水衝 洗掘		B	左岸築堤	0.18～ 0.90		0.71	0.60	9.39	11.06	10.29		2条8 号区間
衝 -2	裏の沢川	右岸	水衝 洗掘		B	右岸築堤	0.06～ 0.90		0.84	0.40	9.35	11.06	10.32		2条8 号区間

(2) 道管理

(令和6年度)

No.	水系名	河川名	左右岸	起点位置 (km)			終点位置 (km)			重要水防区域延長 (km)	重要度	築堤有・無
				地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離			
95	石狩川	野津幌川	左岸	青葉町	(市) 青葉通橋	4.78	西の里	(国) 立花橋	5.43	0.65	B	有
96	石狩川	野津幌川	左岸	上野幌	(国) 立花橋	5.43	上野幌	大曲川との合流点	5.90	0.47	B	無
111	石狩川	裏の沢川	右岸	北の里	(道) 幌音別橋	1.51	北の里	(道) 裏の沢橋	2.20	0.69	B	無
112	石狩川	輪厚川	左岸	中の沢	(市) 中の沢第一橋	4.93	中の沢	(市) 無名橋	5.87	0.94	B	有
113	石狩川	輪厚川	右岸	美沢	(道) 大正橋から0.02km下流	3.00	美沢	(市) 黒森橋	3.46	0.46	B	有
114	石狩川	輪厚川	右岸	美沢	(市) 広葉橋	3.89	美沢	(市) 前田橋から0.01km地点	4.10	0.21	B	有
115	石狩川	音江別川	左岸	新富町西三丁目	(道) 音江別橋	2.06	南町三丁目	(市) 南富2号橋	2.81	0.75	B	有
116	石狩川	仁井別川	左岸	島松	(市) 第4号橋	1.27	島松	(市) 第5号線	1.65	0.38	B	有

(3) 北海道管理河川の災害の発生が予想される災害危険区域 (千歳出張所管内)

級 種	河 川 番 号	河 川 名	流 路 延 長
1	530	野 津 幌 川	10.5 km
1	1800	裏 の 沢 川	2.0 km
1	2130	輪 厚 川	5.0 km
1	2190	島 松 川	11.7 km
1	2200	音 江 別 川	1.4 km
1	2240	仁 井 別 川	11.8 km

## ○ 資料 4 - 2 土砂災害警戒（特別警戒）区域（第 4 章第 15 節第 1 関係他）

（令和 6 年 3 月 2 6 日現在）

番号	区域の番号	区域の名称	所在地	土砂災害 形態分類	警戒 区域	特別 警戒 区域
1	Ⅱ-02-0010	輪厚川の沢 1	北広島市中の沢、 美沢 4 丁目・5 丁目	土石流	○	
2	Ⅱ-02-0020	輪厚川の沢 2	北広島市中の沢	土石流	○	
3	Ⅱ-02-0030	中の沢	北広島市中の沢、西の里	土石流	○	
4	Ⅱ-02-0040	産業大学沢	北広島市中の沢、西の里	土石流	○	
5	Ⅱ-02-0080	輪厚川末流左の沢	北広島市中の沢、輪厚	土石流	○	
6	Ⅱ-02-0090	中の沢 1 号沢	北広島市中の沢	土石流	○	
7	Ⅱ-02-0100	山手一の沢	北広島市中の沢	土石流	○	
8	Ⅱ-02-0110	山手の沢	北広島市中の沢	土石流	○	○
9	Ⅱ-02-0130	久歳谷川	北広島市島松	土石流	○	
10	Ⅱ-02-0140	仁井別七の沢	北広島市島松	土石流	○	
11	Ⅱ-02-0160	仁井別五の沢	北広島市島松	土石流	○	○
12	Ⅱ-02-0170	仁井別四の沢	北広島市島松	土石流	○	○
13	Ⅱ-02-0190	水吐の沢	北広島市三島	土石流	○	○
14	Ⅱ-02-0200	三島上の沢	北広島市三島	土石流	○	
15	Ⅱ-02-0210	三島中の沢	北広島市三島	土石流	○	○
16	Ⅲ-02-001	レクの沢	北広島市美沢 5 丁目、 西の里	土石流	○	
17	Ⅲ-02-002	中の沢 2	北広島市中の沢、西の里	土石流	○	○
18	Ⅲ-02-003	センター前の沢	北広島市富ヶ岡	土石流	○	
19	Ⅲ-02-004	水吐の沢	北広島市島松	土石流	○	○
20	Ⅲ-02-005	グラウンドの沢	北広島市島松	土石流	○	○
21	Ⅲ-02-006	山荘の沢	北広島市仁別	土石流	○	○
22	Ⅲ-02-007	鳳来橋の沢	北広島市島松	土石流	○	
23	Ⅲ-02-008	三島の沢 1	北広島市三島	土石流	○	○
24	Ⅲ-02-009	三島の沢 2	北広島市三島	土石流	○	○
25	Ⅲ-02-010	三島の沢 3	北広島市三島	土石流	○	○
26	Ⅲ-02-011	三島の沢 4	北広島市三島	土石流	○	

(令和6年3月26日現在)

番号	区域の番号	区域の名称	所在地	土砂災害 形態分類	警戒 区域	特別 警戒 区域
1	I-0-259-259	北広島西の里 1	北広島市西の里	急傾斜地の崩壊	○	○
2	I-0-260-260	北広島西の里 東 3 丁目	北広島市西の里東 3 丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
3	I-0-261-261	北広島大曲 末広 5 丁目	北広島市大曲末広 5 丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
4	I-0-262-262	北広島大曲 末広 6 丁目	北広島市大曲末広 6 丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
5	I-0-263-263	北広島中央 5 丁目 1	北広島市中央 5 丁目 1	急傾斜地の崩壊	○	○
6	I-0-264-264	北広島中央 5 丁目 2	北広島市中央 5 丁目 2	急傾斜地の崩壊	○	○
7	I-0-265-265	北広島仁別	北広島市仁別	急傾斜地の崩壊	○	○
8	I-0-266-266	恵庭島松沢 1	恵庭市島松沢、 北広島市三島	急傾斜地の崩壊	○	○
9	II-0-188-188	北広島西の里 2	北広島市西の里	急傾斜地の崩壊	○	○
10	II-0-189-189	北広島三島 1	北広島市三島	急傾斜地の崩壊	○	○
11	II-0-190-190	北広島島松 1	北広島市島松	急傾斜地の崩壊	○	○
12	II-0-191-191	北広島三島 2	北広島市三島	急傾斜地の崩壊	○	○
13	II-0-192-192	北広島島松 2	北広島市島松	急傾斜地の崩壊	○	○
14	II-0-193-193	北広島島松 3	北広島市島松	急傾斜地の崩壊	○	○
15	II-0-194-194	北広島島松 4	北広島市島松	急傾斜地の崩壊	○	○
16	II-0-195-195	北広島島松 5	北広島市島松	急傾斜地の崩壊	○	○
17	II-0-196-196	北広島島松 6	北広島市島松	急傾斜地の崩壊	○	○
18	III-0-120-120	北広島西の里 3	北広島市西の里、北の里	急傾斜地の崩壊	○	○
19	III-0-121-121	北広島中の沢 1	北広島市中の沢	急傾斜地の崩壊	○	○
20	III-0-123-123	北広島三島 3	北広島市三島、 恵庭市島松沢	急傾斜地の崩壊	○	○
21	III-0-124-124	北広島三島 4	北広島市三島	急傾斜地の崩壊	○	○
22	III-0-125-125	北広島島松 7	北広島市島松	急傾斜地の崩壊	○	○
23	III-0-126-126	北広島島松 8	北広島市島松	急傾斜地の崩壊	○	○
24	III-0-127-127	北広島島松 9	北広島市島松	急傾斜地の崩壊	○	○
25	III-0-129-129	恵庭島松沢 5	恵庭市島松沢、 北広島市三島	急傾斜地の崩壊	○	○

## ○ 資料 4 - 3 危険物製造所等地区別設置数 (第 4 章第 10 節第 6 関係他)

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

製造所等の別 地区別		製 造 所	貯 蔵 所					取扱所		合 計	
			屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	移 動 タンク	屋 外	給 油 取 扱 所		一 般 取 扱 所
地 区 別	東 部 地 区	5	25	12	5	52	41	5	16	14	175
	北 広 島 団 地				2	16			2	7	27
	西 部 地 区		4	5		22	68		20	4	123
	大 曲 地 区		24		1	36	118	1	25	14	219
	西 の 里 地 区		2	1	1	22	10		8	5	49
合 計		5	55	18	9	148	237	6	71	44	593

〔 水位・雨量観測 〕

○ 資料 5 - 1 河川水位観測所一覧 (第 5 章第 4 節第 3 - 3 関係) (令和 6 年 6 月 2 3 日現在)

河川名	水位観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	観測地
石狩川	納内	57.50	58.90	59.20	60.10	深川市
	橋本町	23.20	24.60	26.50	27.00	新十津川町
	月形	10.40	12.30	15.30	15.60	岩見沢市
	石狩大橋	4.30	5.10	7.80	8.10	江別市
千歳川	裏の沢	5.60	6.40	7.30	7.80	南幌町
島松川	島松	11.76	12.68	—	13.50	北広島市
輪厚川	大正橋	12.16	12.75	13.09	13.44	北広島市
	中央橋	8.34	8.73	9.51	9.81	北広島市

## [ 気象予警報・震度階級等 ]

○ 資料 6-1 市の気象概況（第 2 章第 1 節第 4 関係）

観測所：西の里種苗管理センター北海道中央農場

年次	平均気温 (°C)	最高気温	最低気温	降水量 (mm)		積雪 (cm) 最深積雪	降雪量 (cm)	日照時間 (h)
		極値	極値	合計	日最大			
平成 5 年	8.1	27.7	-13.0	999	53.0	108	307.0	1,481
6 年	8.5	34.0	-17.6	1,259	68.0	108	529.5	1,623
7 年	7.4	31.5	-17.2	1,167	60.0	98	505.4	1,373
8 年	7.0	30.5	-21.5	1,114	67.0	160	462.8	1,353
9 年	7.6	29.9	-14.0	698	81.0	97	271.5	1,579
10 年	7.6	30.0	-18.3	1,063	119.0	100	500.0	1,369
11 年	7.2	34.2	-19.0	1,142	58.0	107	450.5	1,457
12 年	7.7	32.0	-18.0	1,515	52.0	132	604.5	1,455
13 年	7.2	28.5	-16.5	1,155	141.0	108	448.5	1,502
14 年	7.6	29.0	-14.0	987.8	60.0	85	205.5	1,375
15 年	7.4	29.0	-19.0	1,010	86.0	95	307.0	1,495
16 年	8.5	33.0	-13.4	1,063	80.0	113	418.0	1,403
17 年	7.7	31.8	-15.5	1,300	100.5	127	493.0	1,427
18 年	8.4	34.8	-18.5	1,194	65.5	138	549.0	1,356
19 年	8.4	32.1	-11.8	1,005	56.5	110	414.0	1,366
20 年	7.9	27.3	-17.5	842	55.5	158	533.0	1,425
21 年	7.2	30.3	-14.0	1,191	84.5	126	488.0	1,468
22 年	7.7	31.4	-22.9	—	—	112	495.0	1,481
23 年	7.2	32.3	-15.8	—	—	117	608.8	1,214
24 年	6.8	31.5	-17.3	—	—	105	526.0	1,358
25 年	6.4	30.5	-18.4	—	—	152	569.0	1,249

観測所：土木事務所

年次	平均気温 (℃)	最高気温	最低気温	降水量 (mm)		積雪(cm)	降雪量 (cm)
		極値	極値	合計	日最大	最深積雪	
26年	7.2	30.3	-16.7	971	53.5	133	528.0
27年	8.0	31.6	-13.7	1201	89.0	109	406.0
28年	7.3	29.4	-13.9	1255	74.0	88	372.0
29年	7.1	32.3	-15.2	1078	60.0	87	317.0
30年	7.5	29.5	-14.9	1189	63.5	110	334.0
令和元年	7.7	31.5	-17.9	821	58.5	98	476.0
2年	8.2	31.3	-16.9	880	45.5	96	432.0
3年	8.4	33.0	-15.1	1117.5	75.0	107	397.0
4年	8.3	31.7	-14.1	1148.5	80.5	183	564.0
5年	9.4	33.9	-21.5	873	88.0	71	378.0

- 注) 1. 平均気温は、毎月の気温の平均値であり、最高気温・最低気温は、毎正時(24回)における気温である。  
 2. 日最大降水量は、1日(24時間)の降雨(雪)量の合計値である。  
 3. 最深積雪は、午前9時の観測値である。  
 4. 日照時間は、太陽電池式の計測器で測定したものである。平成26年より計測を行っていない。  
 5. 平成22年から平成25年の冬期間の降水量は計測不能(機械の故障により)  
 6. 平成5年から平成25年は西の里種苗管理センター北海道中央農場の観測値を利用  
 7. 平成26年より土木事務所(共栄196-1)提供の計測値を使用  
 8. 令和5年10月23日より土木事務所(中の沢403)へ移転

資料：西の里種苗管理センター北海道中央農場  
土木事務所(平成26年～)

○ 資料 6-2 過去の災害の記録（第 2 章第 2 節第 1 関係）

発生年月	種類	被害の概況
昭和 15 年 4 月	火災	広島市街地大半を焼失
昭和 25 年 8 月	豪雨	家屋及び田畑の浸水、流失及び埋没（降水量 301mm）
昭和 27 年 7 月	火災	富ヶ岡学園 210 坪焼失
昭和 34 年 9 月	豪雨	家屋及び田畑の浸水及び流失（被害額 4,000 万円）
昭和 50 年 8 月	台風 6 号	家屋及び田畑の浸水、道路決壊及び農業施設破損 （被害額 3 億 3,000 万円）
昭和 54 年 10 月	台風 16 号	田畑冠水及び道路決壊（被害額 1,350 万円）
昭和 54 年 10 月	台風 20 号	田畑冠水、河床流失及び道路決壊（被害額 6,200 万円）
昭和 56 年 8 月 4～6 日	豪雨	島松川決壊並びに家屋及び田畑の浸冠水並びに道路決壊 （死者 1 名、降水量 380mm、被害額 14 億 4,274 万円）
昭和 56 年 8 月 23～24 日	台風 15 号	家屋及び田畑の浸冠水並びに道路決壊 （降水量 182.5mm、被害額 9 億 681 万円）
昭和 60 年 9 月	竜巻	大曲地区で竜巻発生 19 軒の家屋（屋根の全壊等）が被害
平成 16 年 9 月	台風 18 号	街路樹が倒れたり、学校などの屋根や窓ガラスが破損 （最大瞬間風速 36.3m/s）
平成 22 年 12 月	地震	石狩地方中部を震源とする地震により北広島市共栄で震度 3、北広島 IC で測定震度 4.7 を観測 （震源地に近い大曲地区、西部地区で壁や窓ガラスにひ び、食器の破損などの被害）
平成 26 年 9 月	豪雨	大雨特別警報が発表（北海道では初） （33 年ぶりとなる避難勧告を発令し、854 名が避難）
平成 30 年 9 月	地震	胆振地方東部を震源とする地震により、震度 5 弱を観測 昭和 40 年（1965 年）代に民間事業者の宅地開発によって住 宅地が形成された大曲並木地区の盛土によるのり面や擁壁 が崩壊・崩落し、家屋が全壊・大規模半壊

○ 資料 6-3 特別警報、警報及び注意報の種類並びに発表基準

(第3章第2節第2-1関係)

1 気象注意報発表基準

令和6年5月23日現在

府県予報区	石狩・空知・後志地方	
細分区域	1次細分区域：石狩地方	2次細分区域：北広島市
市町村等をまとめた地域	石狩南部	
大雨	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 表面雨量指数基準：7 土壌雨量指数基準：94	
強風	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	平均風速	13m/s
風雪	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	
	平均風速	11m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	降雪の深さ	平地：12時間降雪の深さ 20cm
		山間部：12時間降雪の深さ 30cm
雷	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
融雪	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。	
	24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計：70mm以上	
濃霧	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。視程 200m	
乾燥	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。最小湿度 30% 実効湿度 60%	
なだれ	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ①24時間降雪30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上	
低温	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。	
	5月～10月：（平均気温） 平年より 5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月：（最低気温） 平年より 8℃以上低い	
霜	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのある時に発表される。最低気温 3℃以下	
着雪	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	

※土壌雨量指数：土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。

## 2 気象警報発表基準

令和6年5月23日現在

府県予報区	石狩・空知・後志地方	
細分区域	1次細分区域：石狩地方	2次細分区域：北広島市
市町村等をまとめた地域	石狩南部	
大雨	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当	
	(浸水害)表面雨量指数基準14 (土砂災害)土壌雨量指数基準130	
暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 平均風速18m/s	
暴風雪	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 平均風速16m/s 雪による視程障害を伴う	
大雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	降雪の深さ	平地：6時間降雪の深さ30cmあるいは12時間降雪の深さ40cm 山間部：12時間降雪の深さ50cm
記録的短時間大雨情報	1時間雨量100mm	

※大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。

## 3 気象特別警報発表基準

令和6年5月23日現在

大雨特別警報	台風や集中豪雨により、何十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

## 4 土砂崩注意報・警報及び特別警報

土砂崩注意報	大雨、大雪等による土砂崩れによって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
土砂崩警報	大雨、大雪等による土砂崩れによって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。
土砂崩特別警報	大雨、大雪等による土砂崩れによって重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに気象特別警報に含めて発表される。

## 5 浸水注意報及び警報

浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。

## 6 洪水注意報及び警報発表基準

令和6年5月23日現在

洪水注意報	流域雨量指数基準	音江別川流域=6 裏の沢川流域=3.3 輪厚川流域=8.3 島松川流域=18 野津幌川流域=8.7
	指定河川洪水予報による基準	千歳川[裏の沢]
洪水警報	流域雨量指数基準	音江別川流域=7.6 裏の沢川流域=4.2 輪厚川流域=10.4 島松川流域=22.5 野津幌川流域=10.9
	指定河川洪水予報による基準	千歳川[裏の沢]

※洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

※流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量を示す指数。解析雨量、降水ノウキャスト、降水短時間予報をもとに1km四方の領域ごとに算出する。

## 7 防災気象情報と警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
				水位情報が ある場合 <small>(下段：国管理河川の洪水の危険度分布※1)</small>	水位情報が ない場合 <small>(下段：洪水警報の危険度分布)</small>	内水氾濫に関する情報	土砂災害に関する情報 <small>(下段：土砂災害の危険度分布)</small>	高潮に関する情報
5	災害発生又は 切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 <small>(必ず守らなければならない)</small>	氾濫発生情報 <small>(危険度分布：黒 [危険している河川])</small>	大雨特別警報 (浸水害) <sup>※2</sup> <small>危険度分布：黒 [浸水害]</small>		大雨特別警報 (土砂災害) <small>危険度分布：黒 [浸水害]</small>	高潮特別警報 <sup>※3</sup>
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞				市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や橋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する				
4	災害のおそれ 高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 <small>(令和3年の発効後改正以前の避難指示のタイミングで発令)</small>	氾濫危険情報 <small>(危険度分布：紫 [危険な水位に達している])</small>	危険度分布：紫 <small>(浸水)</small>	内水氾濫危険情報 <small>(本河川下流において想定される氾濫)</small>	土砂災害警戒情報 <small>危険度分布：紫 [浸水]</small>	高潮特別警報 <sup>※4</sup> 高潮警報 <sup>※4</sup>
3	災害のおそれ あり	危険な場所から 高齢者等は避難 <sup>※</sup>	高齢者等避難	氾濫警戒情報 <small>(危険度分布：赤 [浸水が開始される])</small>	洪水警報 <small>危険度分布：赤 [浸水]</small>		大雨警報(土砂災害) <small>危険度分布：赤 [浸水]</small>	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2	気象状況 悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	氾濫注意情報 <small>(危険度分布：黄 [危険な水位に達している])</small>	危険度分布：黄 <small>(浸水)</small>		危険度分布：黄 <small>(浸水)</small>	
1	今後気象 状況悪化 のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報					

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせて、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段赤字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からフィードバックで提供される情報）  
下段赤字：即時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※1) HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2~5相当の危険度を表示。  
 ※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。  
 ※3) 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行方については安全に立退き避難ができないおそれがある。  
 ※4) 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。  
 [注]本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

○ 資料6-4 気象庁震度階級関連解説表（地震編 第3章第2節第4関係）

（平成21年3月 気象庁）

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## ● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。」

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある <sup>※</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>※</sup> 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 <sup>※</sup> による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

○ 資料 6-5 除雪作業基準（第 4 章第 13 節第 2-1 関係）

1 国道（北海道開発局札幌開発建設部）

種 類	除 雪 目 標
第 1 種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。
第 2 種	2 車線確保を原則として、夜間除雪は、通常行わない。
第 3 種	1 車線確保を原則とし、必要な避難場所を設ける。夜間除雪は、行わない。

2 道道（空知総合振興局札幌建設管理部）

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第 1 種	1,000 台/日以上	2 車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は交通を確保する。 異常降雪時には、極力 2 車線確保を図る。
第 2 種	300 台以上 1,000 台/日未満	2 車線 (5.5m) 以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時には、極力 1 車線以上の確保を図る。
第 3 種	300 台/日未満	2 車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。 状況によっては 1 車線 (4.0m) 幅員で待機所を設ける。 異常降雪時には、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

3 市道

区 分	規 格	除 雪 目 標
第 1 種	主要幹線、準幹線、バス路線等重要路線	車道幅員の 70~65%確保を原則とし、異常な降雪時以外は、常時交通を確保する。
第 2 種	細街路等 一般生活道路路線	道路幅員の 50%確保を原則とするが、状況によっては、1 車線幅員とし、午前 7 時までには除雪完了を目標とする。
第 3 種	その他の路線	(1) 路線区間を限り冬期間閉鎖する。 (2) 3 月下旬開通を目標とする。

○ 資料 6-6 大雪対策について（第 4 章第 13 節第 2-6 関係）

（平成 8 年 12 月 27 日総務部長決定）  
（平成 23 年 1 月 31 日総務部長修正決定）

大雪対策については、次のとおりとする。

1 災害対策本部の設置検討

市の区域内において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、応急対策を実施する必要があると認めるときは、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき、市は災害対策本部の設置を検討する。

本部を設置したときは、直ちに本部員、各班長に通知する。

また、石狩振興局、防災関係機関、報道機関に通知する。

2 配備体制

- (1) 第 1 警戒配備 気象業務法に基づく気象に関する情報又は警報を受けたとき。  
（警報等は、札幌管区気象台の発表及び石狩振興局から連絡が入る。）
- ・大雪警報 平地：6 時間降雪の深さ 30 cm 以上あるいは、12 時間降雪の深さ 40 cm 以上  
山間部：12 時間降雪の深さ 50 cm 以上
  - ・暴風雪警報 平均風速が 16m/s で視程障害を伴う場合
- ※ 総務班、消防班、応急対策班（除雪担当）準備
- (2) 第 2 警戒配備 気象業務法に基づく警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。
- ※ 総務班、応急対策班、上下水道班、消防班、市有施設管理担当部署等準備
- (3) 非常配備 広域にわたる災害の発生又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を決定したとき。
- ※ 災害対策本部の全員～災害応急対策

3 情報の収集

- (1) 気象情報 (札幌管区気象台 TEL:611-0170)  
(北海道石狩振興局危機対策室 TEL:204-5818)
- (2) 道路交通情報 (北海道開発局札幌開発建設部 TEL:611-0111 内線 2363)  
(北海道空知振興局札幌建設管理部千歳出張所 TEL:0123-23-4191)  
(道路交通情報センター TEL:050-3369-6601)
- (3) 公共交通機関の運行状況の確認  
JR、中央バス、JRバスの運行状況を確認する。
- ・JR (JR北海道北広島駅 TEL:372-3156)
  - ・中央バス (中央バス平岡営業所 TEL:881-2156)
  - ・JRバス (JR北海道バス厚別営業所 TEL:891-2544)
- ※ 関係機関に情報を提供する。
- ※ 市民への周知の方法を検討する。(報道機関等への依頼含む。)

4 職員の出勤状況及び公共施設の除雪状況の把握

- (1) 本庁舎及び出先機関の職員の出勤状況の把握
- ・本庁舎職員の応援出勤可能職員の把握

- ・出張所、保育園、地区住民センター等が通常どおり施設運営ができるか確認、場合により応援、休館等の措置の検討

(2) 公共施設の除雪状況の把握

- ・通常どおり施設運営できるか確認、場合により応援、除雪依頼等の措置の検討

5 道路除雪

(1) 市道のうち特に交通確保を必要とする主要道路について実施する。

- ・幹線・準幹線市道、バス路線、通学路、細街路
- ・除雪作業の支障となる「ゴミステーションのゴミ」「放置車両」を排除する。

(2) 国道、道道については、道路管理者へ除雪要請を行う。

- ・国道 36 号 札幌開発建設部千歳道路維持事業所 (TEL:0123-23-2191)
- ・国道 274 号札幌開発建設部札幌道路事務所 (TEL:011-854-6111)
- ・道道 北海道空知振興局札幌建設管理部千歳出張所 TEL:0123-23-4191)

6 その他の施設の除雪

- (1) 消火栓、防火水槽
- (2) 公共施設
- (3) バス待合所
- (4) 公営住宅

7 災害時要援護者対策（高齢者、独居老人、身体障害者宅）

高齢者、独居老人、身体障害者の安否確認及び必要に応じ除雪作業を行う。

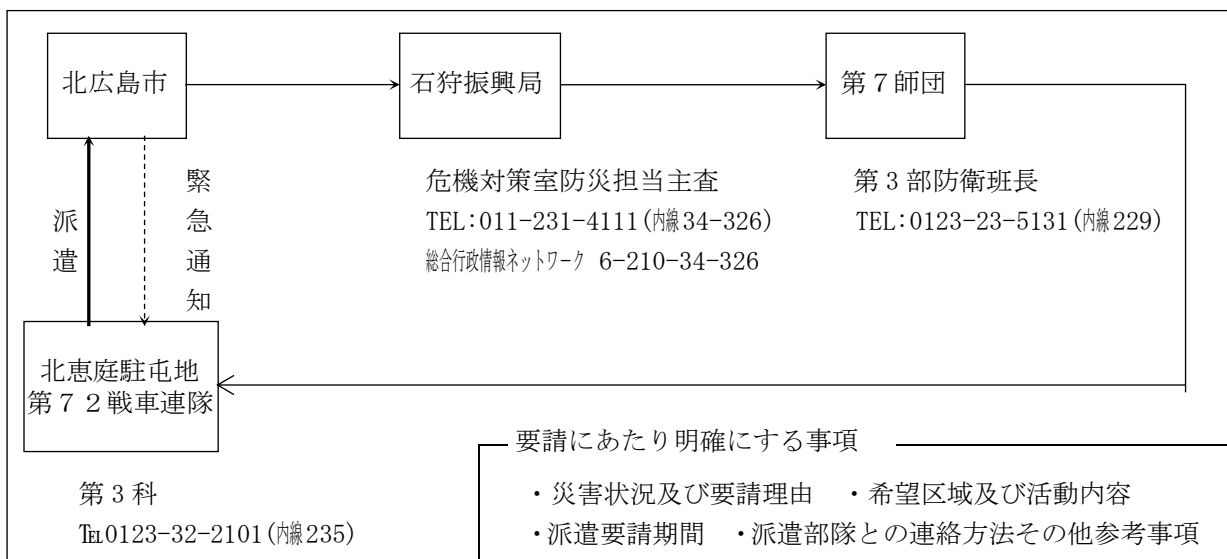
8 市民への呼びかけ

報道機関（場合によって広報車）を通し、落雪注意、暖房設備、灯油タンク、煙突の点検を呼びかける。

9 他の機関への応援要請

- ・自衛隊災害派遣要請

災害対策基本法第 68 条の 2 及び自衛隊法第 83 条の規定に基づき、自衛隊の派遣要請を求める。当市は、第 7 警備地区に位置するため、第 7 師団（第 72 戦車連隊（北恵庭駐屯地））が担当となる。



#### 10 大雪対策連絡会議の設置（災害対策本部設置までに至らない場合）

大雪ではあるが、災害対策基本法に基づく災害対策本部の設置までに至らない場合、内部組織として大雪対策連絡会議を設置し、雪害に対処する。

対策は、3～8に準ずる。

（体制10名：代表 副市長、総務部長、企画部長、財務部長、建設部長、市民環境部長、保健福祉部長、子育て支援部長、教育部長、消防長で構成）

#### 11 除雪対策の予算の確保

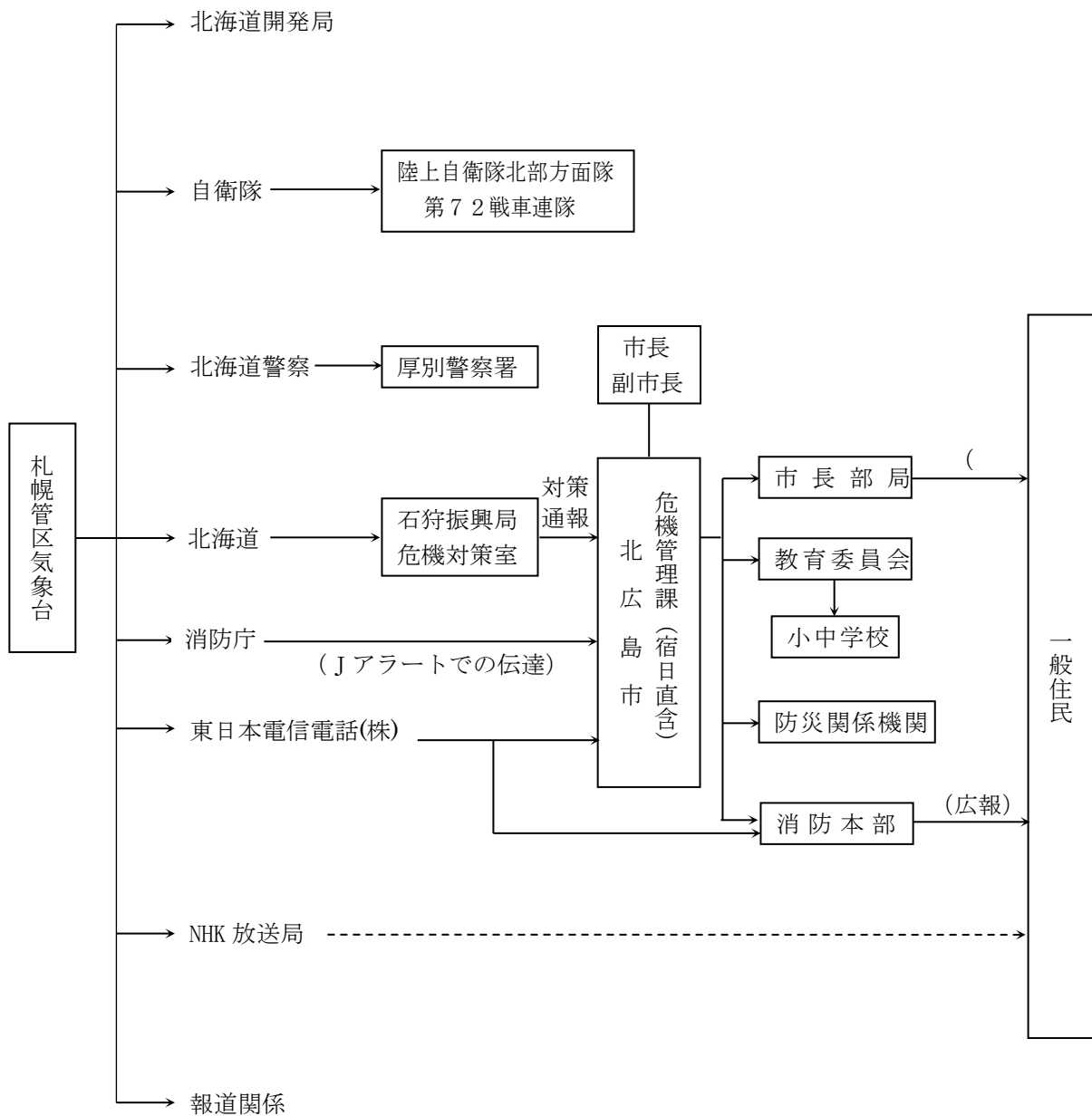
通常の前算が超えることが予想される場合、予備費の充当、専決処分による補正前算で対応する。

#### 12 その他

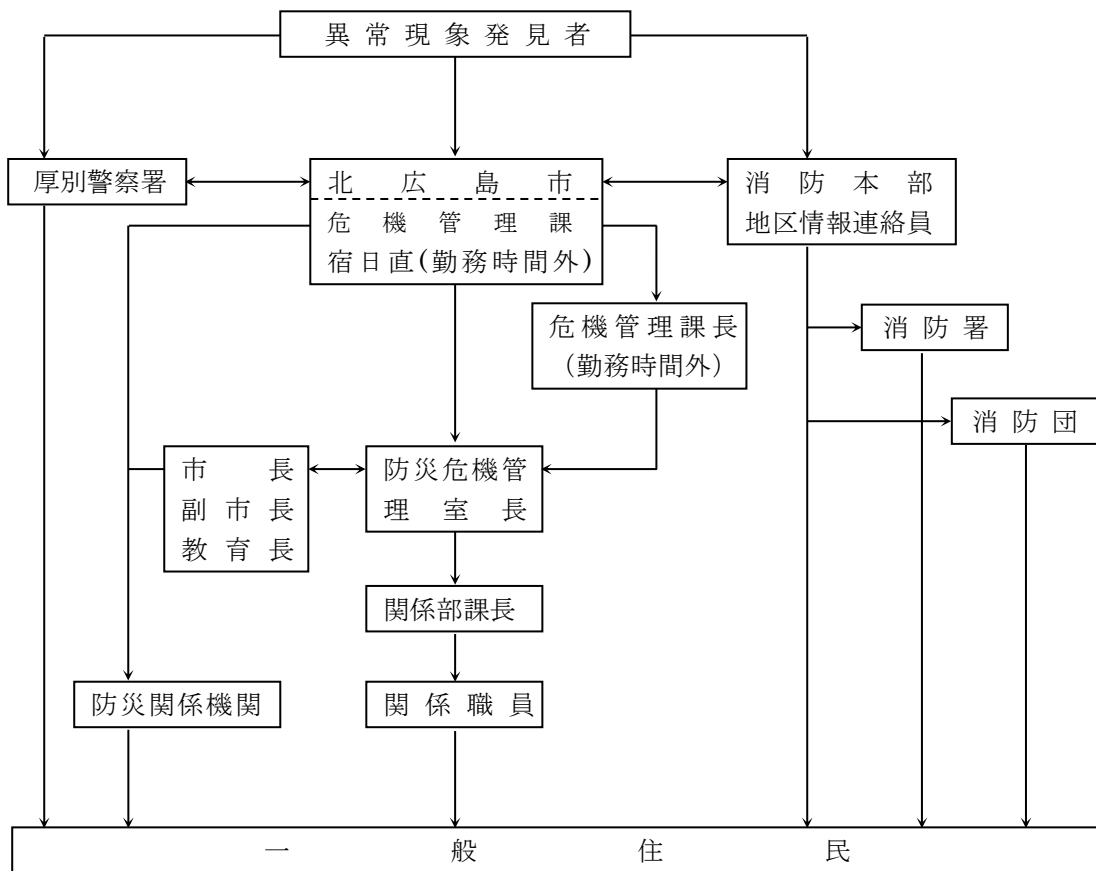
## 〔 情報収集・伝達 〕

### ○ 資料 7-1 特別警報、警報、注意報及び情報伝達系統図

(第3章第2節第2-1関係他)



○ 資料 7-2 災害情報連絡系統図 (第3章第2節第3-1関係他)



## 〔 避難・救護・医療 〕

## ○ 資料 8-1 避難場所（第5章第4節第8関係他）

## 1 避難場所の箇所数及び避難可能人員

（令和6年4月1日現在）

	箇 所 数			避難可能人員		
	指定避難所	指定緊急避難場所	計	指定避難所	指定緊急避難場所	計
東部地区	8	38	46	4,830	200,700	205,530
北広島団地地区	9	32	41	3,210	363,400	366,610
西の里地区	6	14	20	4,400	87,100	91,500
大曲地区	7	35	42	3,630	92,400	96,030
西部地区	4	10	14	1,920	39,600	41,520
合 計	34	129	163	17,990	783,200	801,190

## 2 避難場所一覧

## (1) 指定避難所

（令和6年4月1日現在）

地区	連番	名 称	所 在 地	電 話	面 積 m <sup>2</sup>	避難可能人員 人
東部地区	1	東部小学校	中央4丁目4番地	372-3511	1,828	600
	2	北の台小学校	共栄町4丁目6番地1	373-3500	2,196	730
	3	東部中学校	美咲き野1丁目12番地1	372-3030	2,416	800
	4	北広島高校	共栄305番地3	372-2281	4,400	1,460
	5	総合体育館	共栄315番地2	372-0808	2,600	860
	6	中央公民館	朝日町5丁目1番地1	373-0101	562	180
	7	北広島東記念館	朝日町5丁目1番地2	373-2171	324	100
	8	稲穂保育園	稲穂町東1丁目6番地1	373-7432	320	100
北広島団地地区	9	北広島団地地域サポートセンターともに体育館	緑陽町1丁目2番地	373-7007	752	250
	10	緑陽中学校	緑陽町3丁目4番地	372-2239	1,612	530
	11	緑ヶ丘小学校	高台町2丁目1番地	373-3330	1,585	520
	12	すずらん保育園	高台町7丁目4番地	372-2277	335	110
	13	北広島団地住民センター	泉町1丁目1番地	372-0676	837	270
	14	双葉小学校	若葉町3丁目12番地	373-5665	1,570	520
	15	広葉交流センターいこ〜よ	広葉町3丁目1番地	373-2801	1,202	400
	16	広葉中学校	広葉町5丁目1番地	373-4918	1,533	510
	17	すみれ保育園	広葉町2丁目4番地1	373-5660	310	100

地区	連番	名 称	所 在 地	電 話	面 積 m <sup>2</sup>	避難可能人員 人
西の里地区	18	西の里小学校	西の里 401 番地	375-2520	2,688	890
	19	西の里中学校	西の里 790 番地 1	375-2843	1,421	470
	20	西の里ファミリー体育館	西の里南 1 丁目 2-3	375-2933	649	210
	21	西の里会館	西の里南 1 丁目 2-2	375-3469	290	90
	22	北広島西高校	西の里東 3 丁目 3 番地 3	375-2771	4,520	1,500
	23	札幌日大高校	虹ヶ丘 5 丁目 7 番地 1	375-2611	3,738	1,240
大曲地区	24	大曲小学校	大曲柏葉 2 丁目 14 番地 6	376-2253	1,900	630
	25	大曲東小学校	大曲光 2 丁目 8 番地	377-7000	2,622	870
	26	大曲中学校	大曲中央 2 丁目 4 番地 1	376-2354	2,383	790
	27	大曲ファミリー体育館	大曲中央 2 丁目 4 番地 3	377-3309	612	200
	28	大曲会館	大曲中央 2 丁目 4 番地 5	376-3964	371	120
	29	大曲ふれあいプラザ	大曲工業団地 7 丁目 3 番地 1	376-4599	528	170
	30	ふれあい学習センター(夢プラザ)	大曲 370 番地 2	370-7373	2,558	850
西部地区	31	西部小学校	輪厚 508 番地 3	376-2104	2,327	770
	32	西部中学校	輪厚中央 1 丁目 12 番地	376-2252	2,293	760
	33	輪厚児童体育館	輪厚中央 4 丁目 12 番地 19	376-3380	558	180
	34	農民研修センター	輪厚中央 4 丁目 12 番地 17	376-3935	661	210

## (2) 指定緊急避難場所

上記(1)に掲げる 34施設に下表を加えたもの

地区	連番	名 称	所 在 地	面 積 m <sup>2</sup>	避難可能人員 人	備 考
東部地区	1	東部小学校グラウンド	中央 4 丁目 4 番地	11,078	5,500	
	2	北の台小学校グラウンド	共栄町 4 丁目 6 番地 1	14,595	7,200	
	3	東部中学校グラウンド	美咲き野 1 丁目 12 番地 1	26,094	13,000	
	4	北広島高校グラウンド	共栄 305 番地 3	37,800	18,900	
	5	総合体育館前庭	共栄 315 番地 2	19,517	9,700	
	6	中央公民館前庭	朝日町 5 丁目 1 番地 1	5,400	2,700	
	7	北広島東記念館前庭	朝日町 5 丁目 1 番地 2	2,620	1,300	
	8	わかくさ公園	東共栄 2 丁目 25 番地	5,771	2,800	
	9	つくし公園	東共栄 1 丁目 5 番地 4	2,724	1,300	
	10	広島工業団地公園	共栄 42 番地 2	39,133	19,500	
	11	平和の灯公園	共栄 315 番地 2	3,587	1,700	
	12	わんぱく公園	共栄町 1 丁目 25 番地	1,942	900	
	13	広島公園	共栄町 2 丁目 12 番地	19,251	9,600	
	14	なかよし公園	共栄町 3 丁目 37 番地	2,200	1,100	
	15	めばえ公園	共栄町 4 丁目 31 番地	1,188	500	

地区	連番	名 称	所 在 地	面 積 m <sup>2</sup>	避難可能人員 人	備 考
東 部 地 区	16	北の台遊園地	共栄町4丁目14番地6	310	100	
	17	かぜの子公園	共栄町5丁目12番地	13,662	6,800	
	18	美咲き野なかよし公園	美咲き野1丁目7番地17	1,695	800	
	19	美咲き野げんき公園	美咲き野2丁目16番地	22,474	11,200	
	20	みはらし公園	北の里57番地5外	13,206	6,600	
	21	わらべ公園	稲穂東11丁目3番地1	1,000	500	
	22	めぐみ公園	稲穂町東2丁目2番地	2,500	1,200	
	23	東公園	稲穂町東8丁目4番地	19,000	9,500	
	24	ひばり公園	稲穂町西7丁目6番地1	2,375	1,100	
	25	ひかり公園	朝日町3丁目6番地1	1,696	800	
	26	にこにこ公園	中央2丁目7番地4	1,056	500	
	27	どんぐり公園	中央5丁目3番地1	1,000	500	
	28	くるみ公園	中央6丁目8番地8	3,104	1,500	
	29	すずむし公園	美沢1丁目6番地1	1,500	700	
	30	とんぼ公園	美沢2丁目4番地3	2,302	1,100	
	31	みつばち公園	美沢3丁目6番地2	1,501	700	
	32	ほたる公園	美沢3丁目11番地1	1,000	500	
	33	新富公園	新富町西1丁目2番地	2,268	1,100	
34	日の出公園	新富町東2丁目2番地	2,165	1,000		
35	かわぞい公園	新富町西4丁目1番地	3,222	1,600		
36	きたひろサンパーク	富ヶ岡261番地1	111,360	54,600		
37	北広島市千歳川地区河川 防災ステーション緑地帯	共栄586番地	5,000	2,500		
38	北広島市千歳川地区河川 防災ステーション	共栄586番地	258	100		
北 広 島 団 地 地 区	39	北広島団地地域サポートセ ンターともにグラウンド	緑陽町1丁目2番地	16,016	8,000	
	40	緑陽中学校グラウンド	緑陽町3丁目4番地	17,254	8,600	
	41	緑ヶ丘小学校グラウンド	高台町2丁目1番地	12,094	6,000	
	42	北広島団地住民センタ ー前庭	泉町1丁目1番地	1,000	500	
	43	双葉小学校グラウンド	若葉町3丁目12番地	11,310	5,600	
	44	広葉交流センターいこ よグラウンド	広葉町3丁目1番地	10,560	5,200	
	45	広葉中学校グラウンド	広葉町5丁目1番地	20,167	10,000	
	46	北広公園	栄町2丁目51番地	26,523	13,200	
	47	あじさい公園	北進町2丁目52番地	2,715	1,300	

地区	連番	名 称	所 在 地	面 積 m <sup>2</sup>	避難可能人員 人	備 考
北 広 島 団 地 地 区	48	ゆり公園	輝美町 53 番地	2,532	1,200	
	49	やまぶき公園	広葉町 2 丁目 53 番地	4,471	2,200	
	50	りんどう公園	広葉町 3 丁目 53 番地	2,282	1,100	
	51	ばら公園	青葉町 3 丁目 50 番地	3,486	1,700	
	52	ひまわり公園	若葉町 2 丁目 56 番地	2,340	1,100	
	53	南公園	南町 3 丁目 51 番地	35,871	17,900	
	54	はまなす公園	南町 2 丁目 53 番地	2,494	1,200	
	55	ふじ公園	白樺町 2 丁目 52 番地	5,719	2,800	
	56	あやめ公園	泉町 3 丁目 54 番地	2,370	1,100	
	57	すずらん公園	高台町 1 丁目 55 番地	2,185	1,000	
	58	竹葉公園	高台町 2 丁目 51 番地	41,417	20,700	
	59	かえで公園	里見町 7 丁目 1 番地 161	389	100	
	60	さつき公園	里見町 5 丁目 52 番地	1,792	800	
	61	あざみ公園	里見町 3 丁目 53 番地	3,440	1,700	
	62	こすもす公園	里見町 1 丁目 52 番地	2,573	1,200	
	63	たんぽぽ公園	山手町 6 丁目 56 番地	2,798	1,300	
	64	さくら公園	山手町 4 丁目 51 番地	2,205	1,100	
	65	すみれ公園	山手町 2 丁目 53 番地	2,039	1,000	
	66	緑葉公園	緑陽町1丁目、山手町1丁目	478,033	239,000	
	67	あさがお公園	緑陽町 3 丁目 50 番地	3,257	1,600	
68	ききょう公園	松葉町 2 丁目 53 番地	2,780	1,300		
69	ひなぎく公園	松葉町 5 丁目 10 番地 6	875	400		
70	ヒルズ公園	松葉町 6 丁目 50 番地	3,406	1,700		
西 の 里 地 区	71	西の里小学校グラウンド	西の里 401 番地	31,721	15,800	
	72	西の里中学校グラウンド	西の里 790 番地 1	17,942	8,900	
	73	北広島西高校グラウンド	西の里東 3 丁目 3 番地 3	33,545	16,700	
	74	札幌日大高校グラウンド	虹ヶ丘 5 丁目 7 番地 1	21,500	10,700	
	75	西の里広場	西の里南 1 丁目 2 番地 1	6,600	3,300	
	76	マーガレット公園	西の里北 5 丁目 5 番地	3,511	1,700	
	77	サルビア公園	西の里北 2 丁目 3 番地	2,787	1,300	
	78	パンジー公園	西の里北 2 丁目 11 番地 1	3,629	1,800	
	79	さつみ公園	西の里東 4 丁目 3 番地 9	2,000	1,000	
	80	西の里公園	西の里東 3 丁目 2 番地	26,637	13,300	
	81	わかくさ遊園地	西の里東 1 丁目 2 番地 19	366	100	

地区	連番	名 称	所 在 地	面 積 m <sup>2</sup>	避難可能人員 人	備 考
西の里地区	82	虹ヶ丘公園	虹ヶ丘7丁目1番地1外	22,472	11,000	
	83	クロッカス公園	虹ヶ丘5丁目6番地5	1,500	750	
	84	アイリス公園	虹ヶ丘6丁目6番地15	1,500	750	
大曲地区	85	大曲小学校グラウンド	大曲柏葉2丁目14番地6	17,973	8,900	
	86	大曲東小学校グラウンド	大曲光2丁目8番地	12,701	6,300	
	87	大曲中学校グラウンド	大曲中央2丁目4番地1	15,195	7,500	
	88	大曲ふれあいプラザ前庭	大曲工業団地7丁目3番地1	4,906	2,400	
	89	ふれあい学習センター(夢プラザ)前庭	大曲370番地2	4,200	2,100	
	90	いきいき公園	大曲光4丁目14番地4	4,642	2,300	
	91	すくすく公園	大曲光2丁目3番地7	2,495	1,200	
	92	大曲東公園	大曲緑ヶ丘7丁目20番地	19,204	9,600	
	93	のびのび公園	大曲緑ヶ丘6丁目5番地1	1,200	600	
	94	ほのぼの公園	大曲緑ヶ丘5丁目4番地1	1,500	700	
	95	こぼと遊園地	大曲緑ヶ丘2丁目20番地12	342	100	
	96	こぐま公園	大曲緑ヶ丘1丁目12番地6	521	200	
	97	北都遊園地	大曲緑ヶ丘1丁目5番地5	347	100	
	98	あけぼの遊園地	大曲緑ヶ丘1丁目2番地21	360	100	
	99	みどり公園	大曲並木3丁目13番地6	1,400	700	
	100	レインボー遊園地	大曲並木3丁目5番地8	499	200	
	101	くじら公園	大曲並木3丁目19番地2	482	200	
	102	水明遊園地	大曲並木2丁目7番地4	505	200	
	103	おおぞら遊園地	大曲中央1丁目9番地4	222	100	
	104	桜ヶ丘公園	大曲中央3丁目74番地	649	300	
	105	末広どんぐり公園	大曲末広1丁目5番地6外	1,864	900	
	106	大曲公園	大曲末広4丁目	24,998	12,400	
	107	のぞみの公園	大曲末広3丁目12番地	5,329	2,600	
108	そよかぜ公園	大曲柏葉1丁目13番地4	3,729	1,800		
109	はるかぜ公園	大曲柏葉1丁目2番地6	2,907	1,400		
110	やまびこ公園	大曲柏葉2丁目1番地21	2,579	1,200		
111	柏葉公園	大曲柏葉4丁目4番地4	5,831	2,900		
112	あおぞら公園	大曲柏葉4丁目6番地16	2,145	1,000		
113	フローラル公園	大曲柏葉4丁目12番地5	1,981	900		
114	四里塚公園	大曲柏葉5丁目8番地7	1,665	800		
115	南ヶ丘公園	大曲南ヶ丘4丁目10番地3	2,005	1,000		

地区	連番	名 称	所 在 地	面 積 m <sup>2</sup>	避難可能人員 人	備 考
大曲地区	116	つつじヶ丘公園	大曲工業団地7丁目50番地	40,886	14,200	
	117	はるにれ公園	大曲工業団地8丁目64番地	2,622	1,300	
	118	いちい公園	大曲幸町4丁目4番地7	11,000	5,500	
	119	さいわい公園	大曲幸町2丁目12番地9	1,458	700	
西部地区	120	西部小学校グラウンド	輪厚508番地3	20,617	10,300	
	121	西部パーク	輪厚508番地7	3,100	1,550	
	122	西部中学校グラウンド	輪厚中央1丁目12番地	16,559	8,200	
	123	旧西部小学校グラウンド	島松284番地1	14,183	7,000	
	124	きらきら公園	希望ヶ丘1丁目2番地2	1,500	700	
	125	わくわく公園	希望ヶ丘4丁目9番地14	1,502	700	
	126	こもれび公園	希望ヶ丘1丁目9番地1	3,166	1,500	
	127	輪厚自然公園	希望ヶ丘5丁目5番地3	21,176	10,500	
	128	くりの木公園	輪厚中央4丁目13番地2	1,381	600	
	129	サンビレッジ遊園地	輪厚中央4丁目12番地9	337	100	

## (3) 土砂災害警戒（特別警戒）区域の避難場所

No.	区域の名称	名 称	所 在 地	電 話	面 積 m <sup>2</sup>	避難可能人員 人
1	中央5丁目1	東部小学校	中央4丁目4番地	372-3511	1,828	600
2	中央5丁目2	東部小学校	中央4丁目4番地	372-3511	1,828	600
3	西の里1	西の里会館	西の里南1丁目2-2	375-3469	290	90
4	西の里2	西の里会館	西の里南1丁目2-2	375-3469	290	90
5	西の里東3丁目	北広島西高校	西の里東3丁目3番地3	375-2771	4,520	1,500
6	西の里3	総合体育館	共栄315番地2	372-0808	2,600	860
7	レクの沢	総合体育館	共栄315番地2	372-0808	2,600	860
8	輪厚川の沢1	総合体育館	共栄315番地2	372-0808	2,600	860
9	輪厚川の沢2	総合体育館	共栄315番地2	372-0808	2,600	860
10	中の沢	総合体育館	共栄315番地2	372-0808	2,600	860
11	中の沢2	総合体育館	共栄315番地2	372-0808	2,600	860
12	産業大学沢	総合体育館	共栄315番地2	372-0808	2,600	860
13	中の沢1号沢	総合体育館	共栄315番地2	372-0808	2,600	860
14	中の沢1	総合体育館	共栄315番地2	372-0808	2,600	860
15	山手一の沢	ともに	緑陽町1丁目2番地	373-7007	752	250
16	山手の沢	ともに	緑陽町1丁目2番地	373-7007	752	250
17	センター前の沢	ともに	緑陽町1丁目2番地	373-7007	752	250

No.	区域の名称	名 称	所 在 地	電 話	面 積 m <sup>2</sup>	避難可能人員 人
18	大曲末広5丁目	大曲小学校	大曲柏葉2丁目14番地6	376-2253	1,900	630
19	大曲末広6丁目	大曲小学校	大曲柏葉2丁目14番地6	376-2253	1,900	630
20	輪厚川未流左の沢	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
21	山荘の沢	大曲会館	大曲中央2丁目4番地5	377-3309	612	200
22	北広島仁別	大曲会館	大曲中央2丁目4番地5	377-3309	612	200
23	グラウンドの沢	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
24	水吐の沢	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
25	仁井別四の沢	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
26	仁井別五の沢	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
27	仁井別七の沢	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
28	鳳来橋の沢	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
29	北広島三島1	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
30	北広島三島2	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
31	北広島三島3	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
32	北広島三島4	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
33	三島上の沢	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
34	三島中の沢	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
35	三島の沢1	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
36	三島の沢2	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
37	三島の沢3	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
38	三島の沢4	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
39	水吐の沢	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
40	島松1	西部小学校	輪厚508番地3	376-2104	2,327	770
41	島松2	西部小学校	輪厚508番地3	376-2104	2,327	770
42	島松7	西部小学校	輪厚508番地3	376-2104	2,327	770
43	久歳谷川	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
44	北広島島松3	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
45	北広島島松4	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
46	北広島島松5	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
47	北広島島松6	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
48	北広島島松8	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210
49	北広島島松9	農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	376-3935	661	210

## (4) 福祉避難所

連番	法人名称	施設名称	所在地
1	社会福祉法人 北ひろしま福祉会	グループホームかすみ	朝日町4丁目1番地1
2	社会福祉法人 北ひろしま福祉会	特別養護老人ホーム 東部緑の苑	共栄 276 番地 20
3	社会福祉法人 北ひろしま福祉会	障がい者福祉施設北広島コラボ	共栄 276 番地 46
4	社会福祉法人 えぼっく	指定障害福祉サービス事業所ホホエム	共栄 21 番地 1
5	社会福祉法人 えぼっく	グループホームきらっと	輝美町 2 番地 3
6	社会福祉法人 えぼっく	グループホームほこしあ	輝美町 2 番地 3
7	社会福祉法人 北海長生会	北広島団地地域交流ホームふれて	白樺町1丁目8番地2
8	社会福祉法人 北海長生会	北広島リハビリセンター	富ヶ岡 509 番地 31
9	社会福祉法人 北海長生会	北広島リハビリセンター特養部四恩園	富ヶ岡 509 番地 31
10	社会福祉法人 北海長生会	地域サポートセンターみなみ	南町4丁目1番地1
11	社会福祉法人 北海長生会	北広島団地地域サポートセンターともに	緑陽町1丁目2番地
12	社会福祉法人札幌厚生会	特別養護老人ホーム 聖芳園	西の里 347 番地 4
13	社会福祉法人 北海道リハビリ	障害福祉サービス事業所 リハビリ・クリーナース	西の里 506 番地
14	社会福祉法人 北海道リハビリ	障害者支援施設リハビリ・エイト	西の里 507 番地 1
15	社会福祉法人 慈光園	ケアハウスきたひろしま	輪厚 512 番地 4

## ○ 資料 8-2 市内医療機関（第 1 章第 5 節関係）

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

名 称	所在地	電話番号	診療科目
北広島病院	中央 6 丁目 2-2	373-5811	内・呼吸・循環・消化・ 整外・脳
西の里恵仁会病院	西の里 506-13	375-3225	内・リハ・小児
順天病院	大曲 695	376-3451	内・リハ・歯
北広島希望ヶ丘病院	大曲 804	377-3301	内・循環・リハ
輪厚三愛病院	輪厚 704-16	377-3911	呼吸・消化・循環・整外 ・皮膚・リハ・歯
北の台クリニック	共栄町 1-13-2	372-8811	内・呼吸・消化・胃腸・ 循環・外・肛門・リハ・ 放射
北広島リハビリセンター診療部	富ヶ岡 509-31	373-1711	内・リハ
北広島リハビリセンター特養部 四恩園診療所	富ヶ岡 509-31	373-6655	内
特別養護老人ホーム聖芳園医務室	西の里 347-4	375-3126	内
北広島眼科医院	栄町 1 丁目 5-3	373-1023	眼
高台内科クリニック	泉町 1 丁目 2-6	372-1001	内・胃腸
H・Nメディック北広島	共栄町 5 丁目 6-1	372-6660	腎内・人工透析内科・内科
北進内科胃腸科クリニック	青葉町 3 丁目 11-4	373-1122	内・消化・循環
広葉クリニック	広葉町 3-9	372-3900	内
北広島小児科	中央 6 丁目 3-1	373-7331	小児
北広島中央クリニック	中央 1 丁目 2-7	373-3900	内・呼吸・消化・循環
川島内科クリニック	大曲中央 2 丁目 2-24	377-2070	内・呼吸・消化・循環
北広島メンタルクリニック	栄町 1 丁目 5-5	376-7373	精・心内
整形外科ひとしクリニック	大曲幸町 3 丁目 4-4	377-3888	整・リハ
大曲ファミリークリニック	大曲緑ヶ丘 1 丁目 12-1	377-6621	内・小児・外
東部さくら眼科医院	中央 5 丁目 1-3	373-4100	眼
大曲皮フ科	大曲末広 1 丁目 2-1	376-2000	皮膚
きたひろ内科呼吸器科	中央 5 丁目 7-1	373-1100	内・呼吸
北広島耳鼻咽喉科	美沢 2 丁目 1-7	376-8133	耳・アレ
名 称	所在地	電話番号	診療科目
やまと皮膚科クリニック	中央 6 丁目 1-3	376-8612	皮膚

あだち耳鼻咽喉科・アレルギー科クリニック	大曲幸町3丁目4-4	370-3341	耳・アレ
よしき内科消化器クリニック	大曲幸町3丁目4-4	370-3355	内・消化器内科・胃腸内科
北広島緑ヶ丘内科	美沢2丁目1-9	376-8500	内・呼吸・消化・循環・内分泌・糖尿内科
おぎの眼科	北進町1丁目2-2	370-1010	眼科
東部緑の苑医務室	共栄276-20	376-8686	内科
さいとうクリニック	里見町4丁目5-1	372-2288	内・呼吸・循環・放射
久保外科胃腸科	新富町西1丁目1-15	373-0505	胃腸・外・整外・肛門
ささえるクリニックきたひろ	美沢1丁目2-12	807-5315	内・皮
北広島市夜間急病センター	栄町1丁目5-2	372-1101	内・小児
坂泌尿器科北広島クリニック	栄町1丁目5-2	807-7890	泌
おおまがり鈴木内科医院	大曲柏葉1丁目1-21	398-5331	内・呼・消・循
きたひろしま整形外科	朝日町4丁目4-7	373-2229	整外・リハ
イーハートブ在宅ケアクリニック活き粋	輪厚中央4丁目5-18	370-3888	内・緩内
ファイターズ診療所	Fビレッジ1番地エスコンフィールド北海道	—	内・整
もりの診療所	共栄276番地16	372-1750	内
北進歯科クリニック	青葉町3丁目11-11	373-0301	歯科
加々見歯科	広葉町3丁目9-5	372-2122	歯科
ひらい歯科医院	大曲柏葉2丁目1-7	377-4135	歯科
かわい歯科	西の里北5丁目1-3	375-2636	歯科
藤川歯科小児歯科医院	緑陽町2丁目9-2	372-1555	歯科・小歯・矯歯
小屋デンタルクリニック	大曲緑ヶ丘1丁目13-2	376-3343	歯科
セリオ歯科	大曲末広1丁目2-1	377-8841	歯科・小歯・矯歯・歯外
マイス歯科クリニック	共栄町1丁目15-2	376-6480	歯科・小歯・矯歯
横尾歯科医院	泉町1丁目2-2	372-4111	歯科
能登原歯科	里見町4丁目1-2	372-1622	歯科
おくだ歯科医院	西の里東4丁目1-23	375-2375	歯科
なかじま歯科診療室	栄町1丁目1-2	372-6480	歯科
たかつ歯科クリニック	朝日町2丁目6-1	373-8222	歯科
木川歯科医院	虹ヶ丘6丁目8-27	374-2525	歯科・小歯
あさひファミリー歯科医院	朝日町3丁目1-13	370-2282	歯科
にしたに歯科クリニック	希望ヶ丘3丁目1-35	377-4450	歯科
みやぐち歯科クリニック	大曲光2丁目1-11	377-1141	歯科・小歯

いとう歯科クリニック	西の里東 1 丁目 4-3	375-4618	歯科・小歯
名称	所在地	電話番号	診療科目
北の台歯科医院	共栄町 4 丁目 18-2	373-6085	歯科・小歯・歯外
北広さいとう歯科	中央 1 丁目 1-4	376-7711	歯科・小歯・矯正・歯外
エルフィン通り歯科	中央 6 丁目-8-10	373-4184	歯科・小歯
きたひろ東口歯科	中央 6 丁目 4-2	373-0804	歯科
たばた歯科クリニック	大曲中央 3 丁目 1-16	377-3210	歯科・小歯・矯正
さいわいデンタルクリニック	大曲幸町 4 丁目 4-2	375-6195	歯科・小歯・歯外
北広島駅前歯科クリニック	栄町 1 丁目 2-1	372-8020	歯科・小歯
かえでファミリー歯科	美沢 4 丁目 1-1	370-1000	歯科・矯正・小歯・口外
きたひろしまプラザ歯科	中央 6 丁目 1-3	376-8489	歯科・小歯
ラビット歯科	新富町西 2 丁目 1-14	398-6330	歯科・小歯・口外
さいわいデンタルクリニック 札幌大曲	大曲幸町 6 丁目 1	375-7653	歯科・小歯・矯正・歯外
M A S A 歯科	東共栄 4 丁目 4-6	372-8000	歯科・小歯・歯外
ユカケア歯科	北進町 1 丁目 2-6	376-6006	歯・矯正・歯外

## ○ 資料 8-3 浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設

区 分	名 称	所 在 地	備 考
社会福祉 施 設	北広島デイセンター	朝日町 4 丁目 4-11	障害福祉サービス事業
	きずな	東共栄 1 丁目 2-12	障害福祉サービス事業
	かなた	稲穂町東 1 丁目 2-7	障害福祉サービス事業
	あさひ	朝日町 5 丁目 4-12	障害福祉サービス事業
	かえで	朝日町 2 丁目 6-14	障害福祉サービス事業
	あかり	東共栄 1 丁目 10-9	障害福祉サービス事業
	さかえ	共栄町 1 丁目 10-9	障害福祉サービス事業
	かなで	朝日町 1 丁目 4-13	障害福祉サービス事業
	るびな	稲穂町東 1 丁目 1-15	障害福祉サービス事業
	あんじゅ	稲穂町東 1 丁目 1-15	障害福祉サービス事業
	かなた S 1	朝日町 1 丁目 4-8-306	障害福祉サービス事業
	かすみ	稲穂町東 1 丁目 1-1	障害福祉サービス事業
	ほまれ	中央町 1 丁目 5-2	障害福祉サービス事業
	グリーンパーク北ひろ	中央 2 丁目 6-3	障害福祉サービス事業
	えがお	東共栄 1 丁目 11-10	障害福祉サービス事業
	くるみ	中央 1 丁目 5-13	障害福祉サービス事業
	つむぎ	稲穂町東 1 丁目 1-13KD ハイ イツ V 101、103 号室	障害福祉サービス事業
	はるか	朝日町 6 丁目 4-13 シャイ ニングコーポ B 号、D 号	障害福祉サービス事業
	スカイ	中央 1 丁目 1-4	障害福祉サービス事業
	スカイ S 1	美沢 3 丁目 9-2 リバーサイ ドヒルズ 207 号室	障害福祉サービス事業
	児童発達支援 放課後デ イサービス つなぐ	朝日町 4 丁目 4-11	障害福祉サービス事業
	はだかんぼ保育園	東共栄 2 丁目 17-1	
	稲穂保育園	稲穂町東 1 丁目 6-1	
	住宅型有料老人ホーム共 同住宅はな北広島	稲穂町東 8 丁目 5-11	有料老人ホーム
	グループホーム北のゆめ	稲穂町東 10 丁目 4-17	グループホーム
	茶話本舗デイサービス きたひろ東共栄	東共栄町 1 丁目 24-9	地域密着型通所介護
	デイサービスセンター アゼリア北広島中央	中央 3 丁目 4-6	介護予防通所介護相当 サービス
	リハビリ特化型デイサービス カダラボ 北広島市役所前	中央 3 丁目 7-8	介護予防通所介護相当 サービス

区 分	名 称	所 在 地	備 考
学 校	東部中学校	美咲き野 1 丁目 12-1	
医療施設	きたひろしま整形外科	朝日町 4 丁目 4-7	
	北広島中央クリニック	中央 1 丁目 2-7	
	北広さいとう歯科	中央 1 丁目 1-4	
	かえでファミリー歯科	美沢 4 丁目 1-1	
	あさひファミリー歯科	朝日町 3 丁目 1-13	
	たかつ歯科クリニック	朝日町 2 丁目 6-1	
	MASA 歯科	東共栄 4 丁目 4-6	
	マイルス歯科クリニック	共栄町 1 丁目 15-2	

## 〔 物資・資機材 〕

## ○ 資料 9-1 救援備蓄物資整備目標（第4章第3節第1関係）

## 【基本的な考え方】

令和6年4月1日現在の本市の被害想定は、北海道が平成30年2月1日付けで公表した、平成28年度地震被害想定調査結果報告書等を資料とし、避難所生活者数が最大(7,930人)となる「野幌丘陵断層帯の地震」による被害を、本市における最大の被害想定とみなし、災害発生から24時間内に緊急に必要な物資を整備する。

区 分		数 量	説 明
食糧	パン	7,536 食	避難者数 7,930 人のうち、2歳未満及び要配慮者等を除く 7,536 人の一食目
	ごはん	7,536 食	避難者数 7,930 人のうち、2歳未満及び要配慮者等を除く 7,536 人の二食目
	ゼリー飲料	361 食	避難者数 7,930 人のうち、1歳及び要配慮者の一食目
	おかゆ	361 食	避難者数 7,930 人のうち、1歳及び要配慮者の二食目
	ミルク	33 ℓ	避難者数 7,930 人のうち、0歳児の1日分(1,000ml)
防寒	毛 布	8,000 枚	避難者数とする。7,930 人+予備
	使い捨てカイロ	8,000 個	避難者数とする。7,930 人+予備
	寝 袋	700 個	5歳以下の乳幼児、65歳以上の要配慮者を対象とする。600人分(人口比率から算出)+予備
	エアーマット	500 個	65歳以上の要配慮者を対象とする。320人分(人口比率から算出)+予備
暖房	ポータブルストーブ	168 台	指定避難所を対象とする。 1箇所あたり3台×4箇所+1箇所あたり6台×26箇所
	ジェットヒーター	8 台	指定避難所を対象とする。 1箇所あたり1台×8箇所
トイレ	乳児用紙オムツ	2,800 枚	2歳以下の乳幼児を対象とする。(排尿10回分)136人分(人口比率から算出)+予備
	大人用紙オムツ	2,500 枚	65歳以上の要配慮者を対象とする。(排尿5回分)490人分(人口比率から算出)+予備
	一般者用簡易トイレ排便収納袋	37,000 組	オムツ使用者以外を対象とする。成人1日5回分7,930-136-490人分+予備
	一般者用簡易トイレ	500 個	15個×34箇所+予備

照明	LED ランタン	822 個	指定避難所を対象とする。 1 箇所あたり 17 個×4 箇所+1 箇所あたり 29 個×26 箇所
	投光器（ハロゲン、LED）	34 台	指定避難所を対象とする。 1 箇所あたり 1 台×34 箇所
発電機	発動発電機	34 台	指定避難所を対象とする。 1 箇所あたり 1 台×34 箇所
その他	段ボールベッド	200 台	市内 5 地区への分散備蓄を想定する。 1 地区あたり 40 台×5 地区
	屋内型避難所用テント	200 張	市内 5 地区への分散備蓄を想定する。 1 地区あたり 40 張×5 地区

## ※ 令和 6 年 7 月末現在の人口データ

区 分		人 数	人口比率
0 歳		217 人	0.4%
1 歳		278 人	0.5%
2 歳		280 人	0.5%
3～5 歳		1,050 人	1.9%
6～8 歳		1,245 人	2.2%
9～50 歳（男）		11,428 人	20.1%
9～50 歳（女）		11,320 人	20.0%
51～64 歳		11,348 人	20.0%
65 歳以上	要配慮者以外	17,311 人	30.6%
	要配慮者	2,171 人	3.8%
合 計		56,648 人	100.0%

## ○ 資料9-2 救援備蓄物資一覧（第4章第3節第1関係他）

（令和6年4月1日現在）

備蓄品名	数量	備蓄場所							
		防災センター	大曲備蓄庫	広葉交流センター いこ～よ	地域交流センター ともに	総合体育館	西の里会館	農民研修センター	東部小学校
缶（袋）入りパン	8,931 （食）	8,431	500						
アルファ化米 （アレルギー対応）	7985 （食）			7985					
アルファ化米 （アレルギー非対応）	630 （食）			630					
アルファ化米 （かゆ）	750 （食）			750					
ゼリー飲料	622 （個）	622							
毛布	7,911 （枚）	562	5,560	419	750	100	330	110	110
寝袋	545 （枚）	351	68	10		20	56	20	20
ポータブル ストーブ	162 （台）	45	33	32	20	8	8	8	8
ジェット ヒーター	8 （台）	3	2	2	1				
乳児用紙 オムツ	3,997 （枚）	1,542	372	585	348	362	200	116	
大人用紙 オムツ	2,024 （枚）	728	324	456	228	90	60	40	98
簡易トイレ 排便収納袋	37,200 （枚）	11,700	17,100	1,200	6,300	100	200	500	100
簡易トイレ 洋式便座	436 （個）	90	140	130	61	5			10
ポータブル 水洗トイレ	44 （個）	2	30			3	3	3	3
トイレ 自動ラップ式	15 （台）	15							
ローソク	192 （本）	96	96						
ランタン （LED）	593 （個）	271		100	60	30	24	30	30
投光器	28 （台）	25	1	2					
発動発電機	33 （台）	29	4						

## ○ 資料 9-3 防災資機材保有状況 (第4章第3節第2関係)

(令和6年4月1日現在)

水防資機材	数量	保管場所			水防資機材	数量	保管場所		
		防災センター	土木事務所	本庁舎物品庫等			防災センター	土木事務所	本庁舎物品庫等
土のう袋 (PP袋)	6,420枚	3,420	3,000		ペンチ	3丁	3		
簡易給水土のう	60枚		60		カッターナイフ	7個	7		
鋼杭	196本	96	100		巻尺(50m)	2個	2		
タルキ杭	101本	51	50		一輪車	14台	14		
塩ビパイプ	3本	3			ひしゃく	4個	4		
PPロープ (20m)	4巻	4			救命胴衣	123着	123		
PPロープ (100m)	7巻	7			胴付長靴	4足	4		
光るトラロープ (10m)	1巻	1			特長靴	9足	9		
新幹線ロープ (200m)	1巻	1			ボート	2艘	2		
標識ロープ	5巻		5		サーチライト	1個	1		
麻ひも	3巻	3			夜光チョッキ	58着	58		
有刺鉄線	2巻	2			ヘッドライト	40個			40
ばん線	5巻	5			バリケード	6台		6	
クロスシート	15枚	15			トランシーバー	10台			10
改良積土のう 工用シート	1枚	1			セイフティコーン	23個	23		
チェーンソー	3個	3			安全灯	87個	87		
ブルーシート (大)	18枚	18			蛍光ビブス	58枚			58
ブルーシート (小)	101枚	58		43	警笛・呼子笛	8個			8
剣先スコップ	93丁	93			交通標識板	52枚	22	30	
平スコップ	6丁	6			誘導灯	5本			5
掛矢	4丁	4			標識ポール	8本	8		
一番スコップ	42丁	42			皮手袋	13個	13		
鉄ハンマー	5丁	5			軍手	756双	756		
クリッパ	3丁	3			懐中電灯(大)	1個			1
しの	6丁	6			懐中電灯(小)	14個			14
とび	13丁	13			コードリール	12台	12		
トップマンとび	5丁	5			拡声器	3個	2		1
なた	4丁	4			スタントライト	14個	14		
カナテコハール	2丁	2			タイヤショベル	2両		2	
両刃ノコ	3丁	3			トラック	3両		3	

[ 通信・輸送 ]

○ 資料 10-1 緊急通行車両確認証明書 (第5章第13節第3-2関係)

第 号		年 月 日
<b>緊急通行車両確認証明書</b>		
		知 事 ㊟ 公安委員会 ㊟
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあたっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住 所	( ) 局
	氏 名	
輸 送 日 時		
輸 送 経 路	出発地	目的地
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格 A5 とする。

○ 資料 10-2 緊急通行車両標章 (第5章第13節第3-2関係)



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

## ○ 資料 10-3 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(第5章第8節第4-5関係他)

(趣旨)

**第1条** この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

**第2条** 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡した後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

**第3条** 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

**第4条** 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

**第5条** この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

## 〔 応急・復旧 〕

### ○ 資料 11-1 被害状況判定基準（第5章第1節関係）

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重症、軽症についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の (2) (3) を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の (2) (3) を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の (2) (3) を参照。</p>
② 住家被害	住 家	<p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもので。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判断基準
② 住家被害	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
③ 非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
④ 農業被害	農地	<p>農地被害は、田畑が流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	畜産被害	<p>施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</p>
	その他	<p>上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。</p>
⑤ 土木被害	河川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被害区分		判断基準
⑤ 土木被害	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いげき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定算出すること。
	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑦ 林業被害	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定算出すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	⑧ 衛生被害	水道
病院		病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
⑧ 衛生被害	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定算出すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価格又は復旧額とする。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道 (戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話 (戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス (戸数)	ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

○ 資料 11-2 災害時等における応急給水及び応急復旧の協力に関する協定書  
 (第 5 章第 21 節第 1 関係)

北広島市上下水道事業（以下「甲」という。）と北広島市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時等における応急給水及び応急復旧の協力に関する協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害時等における応急給水及び被害を被った水道施設の応急復旧（以下、「応急活動」という。）を円滑に実施することを目的とする。

(協力要請)

第 2 条 甲は、災害等の発生状況により、応急活動に乙の応援が必要であると認めるときは、乙に対し給水班、復旧班の派遣を要請し、乙はこれに協力するものとする。

2 甲は、乙に前項の協力を要請するときは、書面により要請し、必要な機材、応急活動の内容及び応急活動の場所等を明示するものとし、乙は、これに基づき、乙の会員（以下、「組合員」という。）に応急活動を行わせるものとする。

3 乙は、応急活動が広域にまたがる場合は、組合員間の調整を行うものとする。

4 甲は、他事業体から災害時相互応援協定等により応援要請された場合は、乙と協議のうえ、乙に対し応援派遣を要請できるものとする。この場合、乙は、甲の要請に基づき組合員に応援派遣を指示するものとする。

(指揮)

第 3 条 応急活動に係る現場指揮及び連絡調整は、甲が行うものとする。

(契約)

第 4 条 応急活動の実施契約は、甲と乙の間で契約するものとする。

2 甲が乙に北広島市以外への応援派遣を要請する場合には、甲と乙の間で、派遣業務に係る契約を締結するものとする。

(報告書)

第 5 条 乙は応急活動終了後速やかに甲に対し、応急活動の内容等を記載した書面により報告するものとする。

(費用負担)

第 6 条 甲の要請に基づき、乙が行う応急活動に要する費用は、甲が負担するものとする。

(労災補償及び損害補償)

第 7 条 応急活動において、乙の組合員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

2 第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ、対処するものとする。

(訓練)

第 8 条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとし、乙はこれに積極的に参加するものとする。

(協議事項等)

第 9 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じ若しくは内容を変更する必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(協定の適用期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、締結の日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、この協定の有効期間を 1 年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 31 年 4 月 1 日

甲 北広島市中央 4 丁目 2 番地 1  
北広島市上下水道事業  
北広島市長 上 野 正 三

乙 北広島市朝日町 2 丁目 2 番地 7  
北広島市管工事業協同組合  
代表理事 山 岡 正 美

○ 資料 11-3 日本水道協会北海道地方支部道央地区協議会災害時相互応援に関する協定（第5章第21節第1関係）

（趣旨）

**第1条** この協定は、地震、異常渇水等による水道災害において、日本水道協会北海道地方支部道央地区協議会（以下「地区」という。）が、被災都市の速やかな給水能力の回復のため地区管内の各会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

（会員の責務）

**第2条** 地区管内において水道施設に被害が発生した場合、会員は、この協定の定めるところにより、被災会員に対し、当該被害の復旧にあたり、全面的に協力する責務を負う。なお、日本水道協会北海道地方支部（以下「地方支部」という。）から応援要請があった場合においても、地区の長（以下「区長」という。）の要請に基づき応援協力をすることとする。

（応援要請の手順）

**第3条** 応援要請の手順は、次の各号による。

- (1) 各会員は、その属する区長都市へ応援を要請する。
- (2) 区長都市は、地区管内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地方支部へ応援を要請する。

（応援要請内容）

**第4条** 応援要請は、次の事項を明らかにし、口頭、電話又は無線等の伝達手段を用いて行い、後日、様式により速やかに要請先まで提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援活動の種類）

**第5条** 会員が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資材の供出
- (4) 工事業者のあっせん
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要員の派遣）

**第6条** 応援要請を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか、野外で宿営できるようにテント、シュラフ、携行電灯、カメラなどを携行させるものとする。

- 2 派遣応援要員は、被災会員の指示に従って作業に従事する。
- 3 派遣応援要員は、会員名を表示した腕章等を着用する。

（応援要員の受入）

**第7条** 応援活動が迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災会員は応援要請の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

（費用の負担）

**第8条** この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

(会員以外への協力)

**第9条** 会員は、地方支部管内の会員以外の水道事業者が災害により被災したときは、前各条に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

(委任)

**第10条** この協定の実施に関して必要な事項については、区長が別に定める。

## 附 則

- 1 この協定は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 日本水道協会北海道地方支部道央地区協議会災害時相互応援に関する協定（平成11年1月1日締結）は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書25通を作成し、地区会員が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年8月1日

○ 資料 11-4 災害時における技術支援に関する協定書（第 5 章第 21 節第 1 関係）

北広島市（以下「甲」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会北海道支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における技術支援に関する協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲が管理する水道施設が地震、風水害その他の災害の発生により被災した場合において、甲及び乙が協力して施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（支援の範囲）

第 2 条 乙の技術支援の範囲は、被害状況調査、応急仮工事及び本工事に係る調査設計、災害査定資料作成など、災害復旧に関するコンサルタント業務とする。

（支援の要請）

第 3 条 甲は、災害時に乙の技術支援が必要と認めるときは、支援内容を記した文書により乙の協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請ができない時には、口頭による要請ができるものとし、この場合、要請後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに乙の会員の中から支援可能な会員名を、甲に文書をもって通知するものとする。

3 甲は、乙から前項の通知を受けた後、支援可能な会員の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を特定し、業務実施者と業務内容、支援期間、委託料など、必要な事項を定めた業務委託契約を締結するものとする。

（協定の有効期間）

第 4 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第 5 条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義等が生じたときは、甲乙双方による協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 31 年 1 月 28 日

甲 北海道北広島市中央 4 丁目 2 番地 1  
北広島市

北広島市長 上野 正三

乙 札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 4 番 1 号  
公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会  
北海道支部長 佐藤 謙二

## ○ 資料 11-5 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

### (第5章第21節第2関係)

北海道（以下「甲」という。）と市町村（乙1から150まで）（以下、乙1から乙150までを総称して「乙」という。）及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）とは、甲及び乙の所管する下水道の管渠、マンホール等の施設（以下、「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

#### (復旧支援協力の要請)

第2条 甲及び乙は、災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各々では十分な応急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援協力を要請することができる。

(1) 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務(巡視、点検、調査、清掃及び修繕)

(2) その他、甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務

2 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第10条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたとえで、協力内容を明らかにした書面により、第10条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲及び乙自らが丙の事務局へ要請することが出来る。

#### (復旧支援の実施)

第3条 丙は、第2条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。

2 大規模災害等において、丙が人員・機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は協議の上で決定する。

#### (費用)

第4条 甲及び乙が丙に対し要請した復旧支援協力に係る費用は、支援を受けた甲及び乙の個々による負担とする。

#### (報告)

第5条 丙は、甲及び乙の要請により行った復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し、書面をもって報告を行うものとする。

2 丙は、災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、甲の事務局に報告するものとする。変更があった場合には、適宜、甲の事務局に書面で報告するものとし、甲の事務局は乙に対し、書面で通知するものとする。

#### (下水道台帳データの提供)

第6条 甲及び乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等を PDF 等の電子データとして、丙に提供する。甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

2 丙は甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

#### (下水道台帳データの開示)

第7条 丙は、甲及び乙から復旧支援協力要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し、甲及び乙から

提供を受けた電子データを開示することができる。

- 2 支援出動する丙の会員は、甲及び乙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

(情報の保護)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(広域被災)

第9条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合、丙は、当該下水道対策本部に関わる支援活動も併せて行う。

(事務局及び連絡体制)

第10条 甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、北海道建設部まちづくり局都市環境課とする。
- (2) 丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会北海道支部とする。
- (3) その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。
- (4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

(合同訓練)

第11条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

- 2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。
- 3 第1項の合同訓練を実施する場合も、第7条第1項及び第2項を準用する。

(協定の有効期間)

第12条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙による協議の上で決定するものとする。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときも、また同様とする。

- 2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙それぞれが記名押印のうえ、各自その1通を保有する。また、乙は甲及び丙に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。

平成30年 3月23日

## ○ 資料 11-6 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

### (第 5 章第 21 節第 2 関係)

北海道（以下「甲」という。）及び市町村（乙 1 から 1 5 0 まで）（以下、乙 1 から乙 1 5 0 までを総称して「乙」という。）と一般社団法人上下水道コンサルタント協会北海道支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が地震等の災害により被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第 1 条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な自然現象によるものとする。

#### (技術支援協力の範囲)

第 3 条 丙の技術支援協力の範囲は、災害時における被害状況の調査、応急復旧方法の検討、災害査定資料の作成など甲又は乙が要請する業務とする。

#### (技術支援協力の要請)

第 4 条 甲及び乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第 10 条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第 10 条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲及び乙自らが丙の事務局へ要請することが出来る。

2 丙は、甲又は乙から要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）及び支援協力者のうち事務局となる会員（以下「事務局員」という。）を書面により甲又は乙に通知する。

3 甲及び乙は、丙から通知を受けた後、事務局員と技術支援に関する協議を行い、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）に対し、甲及び乙は書面により技術支援協力を要請する。

#### (費用)

第 5 条 甲又は乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議するものとする。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求するものとする。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

#### (業務の実施)

第 6 条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

2 甲又は乙と丙及び業務実施者の三者による協議により、業務実施者を変更することができる。

3 大規模災害等において、丙が人員等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、技術支援協力の実施は甲、乙及び丙にて協議の上で決定する。

#### (報告)

第 7 条 業務実施者は、技術支援協力が終了したときは、速やかに甲又は乙に書面をもって報告する。

(広域の被災)

第8条 丙及び業務実施者は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、当該下水道対策本部に関わる支援活動も併せて行う。

(労災及び損害補償など)

- 第9条 支援業務において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用するものとする。
- 2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定めるものとする。
- 3 業務実施者が行った技術支援協力において、瑕疵があった場合、甲又は乙は、業務実施者に修補等を請求することができる。
- 4 前項の請求は甲又は乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくものとし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲又は乙及び業務実施者が協議して定めるものとする。

(事務局及び連絡体制)

第10条 甲及び丙の技術支援に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、北海道建設部まちづくり局都市環境課とする。
- (2) 丙の事務局は、一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会北海道支部とする。
- (3) その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。
- (4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

(情報の保護)

第11条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

- 第12条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。
- 2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

(協定の期間)

第13条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(補則)

- 第14条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。
- 2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙それぞれが記名押印のうえ、各自その1通を保有する。また、乙は甲及び丙に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。

平成30年 3月23日

## ○ 資料 11－7 北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱

(地震編 第3章第22節第1関係)

### 第1 趣旨

この要綱は、地震により被害を受けた建築物による人的被害を防止するため、被災建築物の危険度の判定を行う北海道震災建築物応急危険度判定士(以下「応急危険度判定士」という。)の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

- 1 この要綱において「応急危険度判定」とは、地震により被害を受けた建築物が余震等に対し引き続き安全に使用できるかを判定することをいう。
- 2 この要綱において「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

### 第3 応急危険度判定士の任務

- 1 応急危険度判定士は、地方公共団体の依頼により応急危険度判定を行うものとする。
- 2 応急危険度判定士は、判定作業中、常時認定証を携帯するものとする。

### 第4 認定等

- 1 応急危険度判定士は、道内に在住し、次の各号のいずれかに該当する者で、第5の講習を終了したもののの中から知事が認定するものとする。
  - (1) 別表に定める事項に該当する者
  - (2) 前号に規定する者のほか、知事が認めた者
- 2 第1項の規定により認定を受けようとする者は、応急危険度判定士認定申請書により知事に申請しなければならない。

#### 第4の2 他都府県の認定者等

他の都府県等で応急危険度判定士と同等の認定を受けていた者は、第5の講習会を終了した者とみなして第4の規定を適用することができる。この場合において、その認定を受けていたことを証する書類の写しを添付し、知事に申請するものとする。

### 第5 認定講習

- 1 応急危険度判定士の認定を申請しようとする者は、知事が行う北海道震災建築物応急危険度判定士認定講習(以下「講習」という。)を受けなければならない。
- 2 講習は、次の各号に掲げる内容につき、必要な講習を受けるものとする。
  - (1) 総論
  - (2) 応急危険度判定制度
  - (3) 応急危険度判定技術
    - ア 共通の事項
    - イ 建築構造ごとの判定技術
- 3 講習には、建築関係団体等が主催する講習等で、第2項に定める内容を行うものとして知事があらかじめ認定したものを含むものとする。

### 第6 認定証の交付

- 1 知事は、申請者が応急危険度判定士として適格と認めたときは、応急危険度判定士台帳(以下「台帳」という。)に登録し、応急危険度判定士認定証(以下「認定証」という。)を交付するものとする。
- 2 知事は、申請者が応急危険度判定士として適格でないと認めたときは、認定しないことができる。この場合において知事は、申請者に認定しない旨を通知しなければならない。

- 3 知事は応急危険度判定の実施及び支援が円滑にできるよう、市町村又は北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会若しくは北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会の会員建築関係団体に対し台帳登録者の情報について提供することができる。

## 第7 認定証の更新と再認定

- 1 認定証の有効期間は、5年とする。ただし、第2項による更新の申請を受け、第6第1項の規定により交付する認定証の有効期限については、当該更新に係る更新前の認定証の有効期間満了からさらに5年間の期間を含むものとする。
- 2 認定証の更新を受けようとする者は、有効期間満了の30日前までに応急危険度判定士認定更新申請書により知事に申請しなければならない。この場合において、第5による講習を有効期間満了年度の前年度から申請する日までに受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳に更新した旨を記載し、認定証を交付するものとする。
- 4 第2項の更新を受けなかった者で希望する者は、応急危険度判定士再認定申請書により知事に再認定を申請することができる。この場合において、第5による講習を、申請する年度の前年度から申請する日までに受けなければならない。
- 5 知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳に再認定した旨を記載し、認定証を交付するものとする。

## 第8 認定事項等の変更

- 1 応急危険度判定士は、第6第1項の規定により交付した認定証の事項に変更が生じた場合は、その変更を生じた日から30日以内に認定証を添え、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の届出があったときは、台帳を修正し、かつ、認定証を書き換えて、申請者に交付するものとする。ただし、氏名以外の事項の変更については、認定証の裏面に変更事項を記載して申請者に交付するものとする。
- 3 応急危険度判定士は、第1項に掲げる事項以外で次の各号に該当する事項に変更があったときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
  - (1) 住所
  - (2) 勤務先
  - (3) 緊急連絡先
- 4 知事は、前項の届出があったときは、台帳を修正するものとする。

## 第9 認定証の再交付

- 1 応急危険度判定士は、認定証を紛失又は汚損したときは、遅滞なく応急危険度判定士認定証再交付申請書にその事由を記載し、知事に申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳にその旨を記載し、申請者に認定証を再交付するものとする。
- 3 応急危険度判定士は、前項の規定により認定証の再交付を受けた後、紛失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を知事に返納しなければならない。

## 第10 認定の辞退

- 1 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、台帳から抹消し、認定の取消しを通知するものとする。

## 第11 認定の取消し

- 1 知事は、応急危険度判定士が次の各号に該当した場合においては、認定の取消しを行うことができる。

- (1) 建築士法第9条に基づく免許の取消しを受けた者
  - (2) 前号に規定するもののほか、知事が認めた者
- 2 知事は、前項の規定により認定の取消しを行った場合は、台帳から抹消し、応急危険度判定士から認定証を返納させるものとする。

## 第12 その他

この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成7年9月5日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成12年1月12日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成13年1月29日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成22年8月10日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成23年8月15日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成27年1月1日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成29年12月15日から実施する。

### 別表

区分		実務経験年数
(1)	建築士法(昭和25年法律第202号) 第2条1項の建築士	問わない
(2)	建築基準法(昭和25年法律第201号) 第77条の58の登録を受けた者	問わない
(3)	実務経験者 i 官公庁の建築技術職員若しくは職にあった者 で、建築行政等の実務経験者 ii 地方独立行政法人の建築に係る研究職員若しくは 職にあった者で、震災建築物調査等の実務経験者	5年以上

○ 資料 11-8 事業別国庫負担等一覧（第8章第1節第3関係）

事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河川	市 国道	堤防、護岸、水制、床止等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市施行1カ所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国道	治水路上施行する砂防施設等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防波堤を含む）	道施行1カ所 60万円以上	〃
	地すべり防止施設	国道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国 その都度決定する。 道施行1カ所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	市 国道	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は交差物等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市施行1カ所 60万円以上	〃
	港湾	〃	水域施設（航路、泊地、船だまり） 外かく施設（防波堤、水門、堤防）係留施設（岸壁、浮標）等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市施行1カ所 60万円以上	〃
	漁港	〃	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国 施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市施行1カ所 60万円以上	〃
	水道	市 道	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設	道施行1カ所 120万円以上 市施行1カ所 60万円以上	〃
	下水道	〃	公共下水道、流域下水道、都市下水路	〃	〃
公園等	〃	都市公園及び特定地区公園（カントリーパーク）の街路・広場、修景施設、保養施設、運動施設等	〃	〃	
空港法	空港	市 国道	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン）、排水施設、証明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設 （道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く）	1施設 120万円以上	8/10 国直轄事業のうち基本施設に要する費用の2/10は 地方負担

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	市 土地改良区等 道	農地	1カ所 40万円以上	5/10(通常) 8/10、9/10 (高率該当分)
	農業用施設	市 道土地 改良区 等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	〃	6.5/10(通常) 9/10、10/10 (高率該当分)
	林業用施設	市 道 組 合	林地荒廃防止施設・林道	〃	5/10～6.5/10 (通常) 7.5/10～10/10 (高率該当分)
	共同利用施設	組 合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	〃	2/10
土地改良法	農業用施設	開発局	【事業実施地区】 土地改良事業法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費（当該地区における1カ所の復旧事業費75万円以上のものの合算額）が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの	土地改良法施行例第52条第1項第3号、第2項第3号及び第6～8項の規定に基づき計算する
			北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1カ所 75万円以上	
			【事業完了地区】 基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	1カ所 75万円以上	
			基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了した地区	・1カ所概ね2,000万円以上 ・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行する必要があるとき	
公営住宅法	公営住宅	市 道	公営住宅	毎年国から示される	2/5 ～ 3/4
生活保護法	保護施設	市 道 社会福祉法人 日赤	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上 設備整備～災害復旧費協議額 1件につき60万円以上	1/2
老人福祉法	老人福祉施設	市 道 社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等	〃	1/2または1/3
身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設	〃	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター等	〃	1/2
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設	〃	知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム	〃	〃
売春防止法	婦人保護施設	〃	婦人相談所、婦人保護施設	〃	〃

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
児童福祉法	児童福祉施設	市 道 社会福祉法人 日赤	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設等	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上（保育所については、40万円以上） 設備整備～災害復旧費協議額 1件につき60万円以上（保育所については、30万円以上）	1/2または1/3
母子及び寡婦福祉法	母子福祉施設	市 道 社会福祉法人	母子福祉センター、母子休養ホーム	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	〃
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者社会復帰施設	市 道 非営利法人等	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/3
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関	市	感染症指定医療機関	災害復旧所要額1件につき60万円以上	1/2
	感染症法予防事業	市	感染症予防、ねずみ族、昆虫の駆除等	各種事業による	1/2
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	上水道	市	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合には、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む）	○上水道事業又は水道用水供給事業 ①本復旧費＞現在給水人口×130円 ②本復旧費＞1,900千円 ○簡易水道事業 ①本復旧費＞現在給水人口×110円 ②本復旧費＞1,000千円	
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	市 道	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道 80万円以上 市 40万円以上 設備整備 道 60万円以上 市 30万円以上	2/3 (離島 4/5)
公立学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	市 道	教員住宅、特定学校借上施設及び校舎の新築復旧に伴う応急仮設校舎等	施設整備 道 80万円以上 市 40万円以上	2/3 (離島 4/5)
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路	市 道	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第18条第2項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの	道 120万円以上 市 60万円以上	1/2

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	市	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m <sup>3</sup> 以上であるもの、又は2千m <sup>3</sup> 以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千m <sup>3</sup> 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市 60万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害廃棄物処理等	市（一部事務組合、地域連組合含む）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流出した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定市 80万円以上 市 40万円以上	1/2
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1) 下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む）内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする	その都度決定	2/3
活動火山対策特別措置法	2) 都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		1/2
都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	3) 公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		1/2
	4) 宅地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む）に堆積した降灰で、市長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする		1/2

○ 資料 11-9 応急金融融資の概要（第 8 章第 1 節第 5 関係）

（平成 23 年度）

融資の名称	内容・資格・条件等							
	資金の種類	内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人	
生活福祉資金	総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身世帯) 月額 150,000 円以内 (複数世帯) 月額 200,000 円以内	最終貸付日から 6 ヶ月以内	20 年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)	原則必要  但し保証人なしでも貸付可
		住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000 円以内	6 ヶ月以内（生活支援費併せ貸しの場合、生活支援費の最終貸付日から 6 ヶ月以内）			
		一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000 円以内				
	福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要な費用	5,800,000 円以内  ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	6 ヶ月以内	20 年以内  ※資金の用途に応じて上限期間を設定	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)	原則必要  但し保証人なしでも貸付可
		緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する費用	100,000 円以内	2 ヶ月以内	8 ヶ月以内		
	教育支援資金	教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高校) 月 35,000 円以内 (高専) 月 60,000 円以内 (短大) 月 60,000 円以内 (大学) 月 65,000 円以内	卒業後 6 ヶ月以内	15 年以内 (貸付額に期限の上限有り)	無利子	不要  ※世帯内で連帯借受人が必要
就学支度費		高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000 円以内					

融資 の 名称	内容・資格・条件等						
生活福祉資金	資金の種類	内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	貸付 利子	連帯保 証人
	不動産担保型 生活資金	低所得の高齢者に 対し一定の居住用 不動産を担保に生 活費を貸付	（土地評価額の 7割） 月額 300,000円以内 貸付期間 借受人の死亡時 までの期間又は 貸付元利金が貸 付限度額に達す るまでの期間。	契約の 終了後 3ヶ月以 内	据置期間 終了時	年 3%、 又は長 期プラ イムレ ート	必要  ※推定 相続人 の中か ら選任
要保護世帯向 け 不動産担保型 生活資金	要保護の高齢者に 対し一定の不動産 を担保に生活費を 貸付	（土地評価額の 7割） 保護の実施機関 が定めた貸付基 本額の範囲内 貸付期間 借受人の死亡時 までの期間又は 貸付元利金が貸 付限度額に達す るまでの期間				不要	

融資 の 名称	内容・資格・条件等				
生活福祉資金	<福祉資金福祉費別表>				
	使途目的	呼 称	貸付限度目安	還期間	利子
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6か月以内 1,300,000円 ・1年以内 2,200,000円 ・2年以内 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内	
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内	
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内	
	障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内	
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合： 1.5%)
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	災害経費	1,500,000円	7年以内	
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内	
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内		
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内		

(平成 16 年度)

融資の名称	内容・資格・条件等							
	資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
母子・寡婦福祉資金	事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁軽飲食、文具販売、菓子小売業等母子福祉団体においては政令で定める事業）を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	2,830,000 団体 4,260,000		1年	7年以内	無利子
	事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業（母子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000		6ヶ月	7年以内	無利子
	修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校（高等課程） 短大、専修大学（専門課程）	公立(自宅) 18,000 (自宅外) 23,000 私立(自宅) 30,000 (自宅外) 35,000 公立(自宅) 44,000 (自宅外) 50,000 私立(自宅) 52,000 (自宅外) 59,000 大学 公立(自宅) 44,000 (自宅外) 50,000 私立(自宅) 53,000 (自宅外) 63,000	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内（専修学校（一般課程は5年以内））	無利子
	技能習得資金	母子家庭の母 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金（例 洋裁、タイプ、栄養士等）	月額 50,000 (特1回 450,000)	知識、技能を習得する期間中3年をこえない範囲内	知識技能習得後6ヶ月	10年以内	無利子
	修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額 50,000 (特1回 450,000) (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中3年をこえない範囲内	知識技能習得後6ヶ月	6年以内	無利子
	就職支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物等を購入する資金	100,000 (特別 320,000)		1ヶ月	10年以内	無利子

融資 の 名称	内容・資格・条件等						
資金 の 種類	貸付対象等		貸付限度	貸付を 受ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
医療 介護 資金	母子家庭の母 又は父母のな い児童 寡婦	医療又は介護（当該医 療を受ける期間が1年 以内の場合に限る）を 受けるために必要な資 金	310,000 (特1回 450,000) 介護 500,000		6ヶ 月	5年 以内	無利 子
生活 資金	母子家庭の母 寡婦	技能習得資金借受期間 中の生活費補給資金		技能習得資 金貸付期間 中3年以内	知識 技能 習得 (医 療)後 6ヶ 月	10年 以内	無利 子
		医療介護資金借受期間 中の生活費補給資金	月額 (一般) 103,000 (技能) 140,000	医療介護資 金貸付期間 中1年以内	貸付 期間 満了 後 6ヶ 月	7年 以内	年 3%
		配偶者のいない女子に なつて5年未満の家庭 への生活補給資金又は 失業中の生活費補給資 金		生活安定貸 付後2年 以内又は離職 した日の翌 日から1年 以内		生活 安定 8年 以内 失業 5年 以内	
住宅 資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を補修し、保全 し、改築し、増築し、 建築し、又は購入する のに必要な資金	2,000,000 補修、保全等 1,500,000		6ヶ 月	7年 以内 (保全 等は6 年 以内)	年 3%
転宅 資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を転移するため住 宅の賃借に際し必要な 資金	260,000		6ヶ 月	3年 以内	年 3%
就学 支度 資金	母子家庭の母が 扶養する児童 父母のいない 児童 寡婦が扶養する 子	就学、修業するために 必要な被服等の購入に 必要な資金	小学校 39,500 中学校 46,100 高校等 公立(自宅) 75,000 (自宅外) 85,000 私立(自宅) 410,000 (自宅外) 420,000 大学・短大等 公立(自宅) 370,000 (自宅外) 380,000 私立(自宅) 580,000 (自宅外) 590,000		6ヶ 月	20年 以内 (専 修学 校 (一般 課程 は5 年以 内))	無利 子
結婚 資金	母子家庭の母 寡婦	母子家庭の母が扶養す る児童、寡婦が扶養す る20歳以上の子の婚姻 に際し必要な資金	300,000		6ヶ 月	5年 以内	年 3%
特例 児童 扶養 資金	母子家庭の母 父母のいない 児童	児童扶養手当の全部又 は一部の支給制限を受 け、かつ、前年の収入 が一定額未満である配 偶者のいない女子	平成14年7月分 の児童扶養手当支 給額と貸付申請時 の児童扶養手当支 給額との差額	18歳未満 の児童を扶 養する期間 中5年を超 えない範囲	6ヶ 月	10年 以内	無利 子

子・寡婦福祉資金

融資 の 名称	内容・資格・条件等				
災害 援 護 資 金 貸 付 金	<p>実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例に定めるところにより実施する。                      対象災害 自然災害であって、都道府道内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。                      貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者</p>				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 1,500,000円	年3%	3年	10年	半年賦
	② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円				
	イ 住宅の半壊 1,700,000円				
ウ 住宅の全壊(1の場合を除く) 2,500,000円					
エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円					
③ ①と②とが重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円	〔措置期間 は無利子〕	〔特別の事情 がある場合 は5年〕	〔措置期間 を含む〕	年賦	
④ 次のいずれかの事由の1に該当する 場合であって、被災した住居を建て 直すに際し、残存部分を取り壊さざる を得ない場合等 ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 2,500,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円					

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要 綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助
北海道 市町村	母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6月ないし1年間の措置期間があ る。修業資金については厚生労働大臣の定めるも のは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関 する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を 越えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資 の 名称	内容・資格・条件等										
災害復興住宅資金	1 対象災害										
	・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方										
	(1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人または住居者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた方										
	(2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入または補修する方										
	(3) 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が次の基準を満たしている方										
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">年 収</td> <td style="text-align: center;">400万円未満</td> <td style="text-align: center;">400万円以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総返済負担率</td> <td style="text-align: center;">30%以下</td> <td style="text-align: center;">35%以下</td> </tr> </table>					年 収	400万円未満	400万円以上	総返済負担率	30%以下	35%以下
	年 収	400万円未満	400万円以上								
	総返済負担率	30%以下	35%以下								
	(4) 日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方										
	2 融資条件										
	融 資 対 策	区分	建設	新築購入	中古購入	補修					
		住宅の規格 建築基準法	各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体による現場審査を受けること								
		住宅部分 床面積	13㎡以上 175㎡以下	50㎡以上(共同建 ての場合は40㎡以 上) 175㎡以下	50㎡以上(共同建 ての場合は40㎡以 上) 175㎡以下						
		敷地面積		100㎡以上(一戸建 ての場合)	1建築物当たり100㎡ (一戸建て等の場 合)						
	築年数		申込受付日から2 年前の日以降に竣 工した住宅又は竣 工予定の住宅								
融 資 限 度 額	耐火構造 準耐火構 造	建設資金 1,460万円 土地取得資金 970万円 整地資金 380万円	購入資金 2,430万円 うち土地取得資金 970万円	購入資金 2,130万円 うち土地取得資金 970万円 (リユースプラス) (購入資金 2,430万円) (うち土地取得資金 970万円)	補修資金640万円 移転資金380万円 整地資金380万円  ※木造は下段						
	木造	建設資金 1,400万円 土地取得資金 970万円 整地資金 380万円	購入資金 2,370万円 うち土地取得資金 970万円	購入資金 1,920万円 うち土地取得資金 970万円	補修資金590万円 移転資金380万円 整地資金380万円						
返 済 期 間	耐火構造 準耐火 木造 (高耐 久)	35年以内	35年以内		20年以内						
	木造 (一般)	25年以内	25年以内								
	据置期間	3年以内			1年以内 (返済期間に含む)						
貸付金利	年1.77% (平成23年1月24日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください)										
受付期間	り災日 (市町村等が交付する「り災証明書」に記載される「り災日」から2年間)										

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道・市町村 住宅金融支援機構北海道支店 住宅金融支援機構の代理店	独立行政法人住宅金融支援機構 法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔 災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等よる通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。 〕
	貸付の対象	○認定農業者 ○認定就農者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること ②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること
	貸付限度額	一般 600万円 特認 年間経営費等の12分の3以内
	償還期間	10年以内（うち据置き3年以内）
	貸付利率	年0.6 ～1.05%（H24.4.28現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
市町村 ㈱日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	
北海道 ㈱日本政策金融公庫 農林中金	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等
天災融資法による融資	<p>貸付の対象 (ア) 被害農業者 (イ) 被害林業者 (以下「農林漁業者」という) (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合</p> <p>融資額 農林漁業者 2,000,000円(北海道3,500,000円) (法令で定める資金 5,000,000円(法人25,000,000円)) 漁具購入 50,000,000円</p> <p>償還期間 農林漁業者 6年以内(激甚災害法適用7年以内)</p> <p>貸付利率 農林漁業者 損失額の割合10%以上で一定の要件に該当する者 年6.5%以内 損失額の割合30%以上の者 年5.5%以内 特別被害地域の特別被害農業者 年3.0%以内</p> <p>※実際に適用される貸付条件は、災害の都度政令で定められる。</p>
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設(災害復旧))	<p>貸付の対象 農畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設等農業施設、畜産環境保全林の改良、造成又は取得、果樹の植栽又は補植</p> <p>貸付限度 1 施設当たり3,000,000円(特認6,000,000円) 又は貸付対象事業費×0.8のいずれか低い額</p> <p>貸付期間 15年(うち据置3年)以内。ただし、果樹の改植は25年(うち据置10年)以内</p> <p>貸付利率年 0.7~1.5%(H22.12.20現在)</p>
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 水産業施設資金 (災害復旧)	<p>貸付の対象 被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船所掌用施設の改良・造成・取得</p> <p>貸付限度 1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船1,000万円その他施設300万円 1及び2のいずれか低い額</p> <p>貸付期間 15年以内(うち据置3年以内)</p> <p>貸付利率年 0.35~1.10%(H25.3現在)</p>

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道 市町村 金融機関	天災融資法	<p>天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災の都度、政令で指定される 天災資金の借受資格者(被害農林漁業者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害農林者：農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上で、かつ損失額が平年の農業総収入額の10%以上、又は、果樹等の損失額がその者の栽培する果樹等の被害時の価格の30%以上のもの</li> <li>被害林業者：林作物の損失額が平年の林業総収入額の10%以上、又は炭焼がま、しいたけほだ木等の損失額が当該施設の被害時の価格の50%以上のもの</li> <li>被害漁業者：魚類の損失額が平年の漁業総収入額の10%以上、又は漁船等の損失額が当該施設の被害時の価格の50%以上のもの</li> <li>被害組合：農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等で、その所有し、又は管理する施設、在庫品につき著しい被害を受けたもの</li> </ul>
北海道 農林中金 北海道北洋銀行 北海道銀行	株式会社日本政策金融公庫法	主務大臣指定災害復旧資金

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	造林地の災害復旧を行う林業を営む者（地方公共団体を含む）及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額、但し、計画森林にあつては、90%相当額 30年以内（20年以内の据置期間含む） 0.6～1.4%（H24.4.18現在）
樹苗養成資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	苗畑用地及びかんがい配水施設等の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 15年以内（5年以内の据置期間含む） 0.6～1.4%（H24.4.18現在）
林道資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	自動車道、軽車道、索道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む）の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 20年以内（3年以内の据置期間含む） 0.6～1.4%（H24.4.18現在）
農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設） 林産業施設資金 （災害復旧）	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業素材産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額 15年以内（3年以内の据置期間含む） 0.6～1.4%（H24.4.18現在）
共同利用施設 資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う森林組合、同連合会、農業協同組合、同連合会及び林業者が組合員の過半を占める中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当 20年以内（3年以内の据置期間含む） 0.6～1.4%（H24.4.18現在）
取扱機関等	関係法令等	備 考
(株)日本政策金融公庫 及び農林中央金庫等 公庫の事務受託金融 機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等
林業経営維持資金	貸付の対象 樹苗又は特用林産物に係る災害で資金を要する林業を営む個人(但し、農林水産業所得が平年度における総所得の過半を占め、かつ、その経営する森林面積が80haを超えない者)及び林業を営む法人(但し、合名会社、合資会社、有限会社及び株式会社に限る。)並びに森林組合同連合会等(但し、前記の者に転貸する場合に限る。) 貸付限度額 個人60万円(但し、標準伐期齢以上の林齢の立木を有するときは、その立木の評価額を60万円から控除した額) 法人800万円 償還期間 20年以内(原則一括払い) 貸付利率 1.00～1.70%

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティ ネット資金	貸付の対象	樹苗又は特用林産物に係る災害で資金を要する林業を営む者（但し、林業経営改善計画の認定を受けたか、農林水産業所得が平年度における総所得の過半を占める、又は、林業粗収益が200万円以上の個人、林業売上高が1,000万円以上の法人）
	貸付限度額	一般 300万円 特認 年間経費等の12分の3以内
	償還期間	10年以内（3年以内の措置期間を含む）
	貸付利率	0.80～1.05%（H22. 1. 22 現在）
林業・木材産業改善 資金	貸付の対象	災害により損害を受けた森林の整備を行う森林所有者、素材生産業、林業を営む会社、森林組合、市町村等
	貸付限度額	貸付の合計限度額
	貸付限度額	個人1,500万円、会社3,000万円、団体5,000万円
	償還期間	10年以内
	貸付利率	無利子
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、但し、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	償還期間	6ヶ月
	融資利率	年利率3%

取扱機関等	関係法令等	備考
(株)日本政策金融公庫 及び農林中央金庫等 公庫の事務受託金融 機関	株式会社日本政策金融 公庫法	
北海道 各森林組合 北海道森林組合連合 会 北海道木材産業協同 組合連合会	林業・木材産業改善 資金助成法	
北海道北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合札幌 支店	事業資金等の銀行融 資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。但し、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等			
中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。</li> <li>・融資条件</li> </ul>			
	融 資 対 象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの		
	資 金 使 途	<table border="1" style="width:100%"> <tr> <td style="width:50%">設備資金</td> <td style="width:50%">運転資金</td> </tr> </table>	設備資金	運転資金
	設備資金	運転資金		
	融 資 金 額	<table border="1" style="width:100%"> <tr> <td style="width:50%">8,000万円</td> <td style="width:50%">5,000万円</td> </tr> </table>	8,000万円	5,000万円
	8,000万円	5,000万円		
	融 資 期 間	<table border="1" style="width:100%"> <tr> <td style="width:50%">10年以内（据置2年以内）</td> <td style="width:50%">7年以内（据置2年以内）</td> </tr> </table>	10年以内（据置2年以内）	7年以内（据置2年以内）
	10年以内（据置2年以内）	7年以内（据置2年以内）		
融 資 利 率	<table border="1" style="width:100%"> <tr> <td style="width:50%">〔固定金利〕 5年以内 年1.3% 10年以内 年1.5%</td> <td style="width:50%">〔変動金利〕 年1.3% (融資期間が3年超の場合選択可)</td> </tr> </table>	〔固定金利〕 5年以内 年1.3% 10年以内 年1.5%	〔変動金利〕 年1.3% (融資期間が3年超の場合選択可)	
〔固定金利〕 5年以内 年1.3% 10年以内 年1.5%	〔変動金利〕 年1.3% (融資期間が3年超の場合選択可)			
担 保 ・ 償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる			
信 用 保 証	すべて北海道信用保証協会の保証付き（通常より低い保証料率が適用）			

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、信用金庫、信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等			
勤労者福祉資金	区 分	中小企業に働く方	季節労働者の方	離職者の方
	融 資 対 象 者	中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む） 前年の総所得が600万円以下の方	2年間で通算12ヶ月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が600万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	融 資 金 額	中小企業に働く方・季節労働者の方 120万円以内 離職者の方 100万円以内		
	融 資 期 間	8年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		5年以内 （6ヶ月以内元金据置可、据置期間分延長可）
	融 資 利 率	年 1.60%	年 0.60%	
	償 還 方 法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可		
	信 用 保 証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要	

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

■ 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

	内容・資格・条件等																											
目的	<p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。</p>																											
法適用の要件	<p>(1) 対象となる自然災害                      ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害                      ②10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害                      ③100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害                      ④5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>(2) 支給対象世帯                      ・住宅が全壊した世帯                      ・住宅が半壊し、倒壊防止等をやむを得ない事由により住宅を解体した世帯                      ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯                      ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模壊世帯）</p>																											
支給条件	<p>(1) 支給金額                      下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>①～④</th> <th>⑤～⑧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数(2人以上)世帯</td> <td>300万円</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>単数(1人)世帯</td> <td>225万円</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費                      ②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費                      ③住居の移転費又は移転のための交通費                      ④住宅を賃貸する場合の礼金                      ⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）                      ⑥住宅の解体（除却）・撤去・整地費                      ⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息                      ⑧ローン保証料、その他住宅の立替等に係る諸経費</p> <p>（注）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度）                      （注）長期避難世帯の特例として避難指示（緊急）が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給                      （注）他の都府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2</p> <p>(2) 支給に係るその他の要件</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年収等の要件</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(年収) ≤500万円 の世帯</td> <td>300万円</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>500万円 &lt; (年収) ≤700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯</td> <td rowspan="2">150万円</td> <td rowspan="2">112.5万円</td> </tr> <tr> <td>700万円 &lt; (年収) ≤800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）要援護世帯：心神喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1、2級の身体障害者などを構成員に含む世帯</p>		合 計				①～④	⑤～⑧	複数(2人以上)世帯	300万円	100万円	200万円	単数(1人)世帯	225万円	75万円	150万円	年収等の要件	支給限度額		複数世帯	単数世帯	(年収) ≤500万円 の世帯	300万円	225万円	500万円 < (年収) ≤700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円	700万円 < (年収) ≤800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯
	合 計																											
		①～④	⑤～⑧																									
複数(2人以上)世帯	300万円	100万円	200万円																									
単数(1人)世帯	225万円	75万円	150万円																									
年収等の要件	支給限度額																											
	複数世帯	単数世帯																										
(年収) ≤500万円 の世帯	300万円	225万円																										
500万円 < (年収) ≤700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円																										
700万円 < (年収) ≤800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯																												
補助金の交付	被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助																											

## 〔 条例・協定等 〕

### ○ 資料 12-1 北広島市防災会議条例（第3章第1節第1-1関係）

昭和 37 年 12 月 24 日

条例第 22 号

（目的）

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、北広島市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

**第 2 条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 北広島市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条第 1 項の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

**第 3 条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
  - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (4) 北海道警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 教育長
  - (7) 消防長及び消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員及びその他必要と認めるものうちから市長が任命する者
- 6 委員の定数は、30 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

**第 4 条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、農業協同組合及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

**第 5 条** 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

**附 則**

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

**附 則**(昭和50年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和57年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成12年条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(北広島市水防協議会条例の廃止)

2 北広島市水防協議会条例(平成2年広島町条例第5号)は、廃止する。

**附 則**(平成13年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成17年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成23年条例第28号)

この条例は、平成23年12月27日から施行する。

○ 資料 12-2 北広島市防災会議運営規程（第 3 章第 1 節第 1-2 関係）

平成 13 年 3 月 23 日

訓令第 8 号

（趣旨）

**第 1 条** 北広島市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、同法施行令（昭和 37 年政令第 286 号）及び北広島市防災会議条例（昭和 37 年広島村条例第 22 号）に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

（会長の職務代理）

**第 2 条** 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である北広島市副市長がその職務を代理する。

（防災会議の招集）

**第 3 条** 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

（議事）

**第 4 条** 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

（委員の異動報告）

**第 5 条** 委員が異動等により変更のあった場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

（庶務）

**第 6 条** 防災会議の庶務は、総務部において行う。

（委任）

**第 7 条** この訓令に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 16 年訓令第 4 号）

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 19 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

○ 資料 12-3 北広島市災害対策本部条例（第 3 章第 1 節第 2 - 6 関係）

昭和 37 年 12 月 24 日  
条例第 21 号

（目的）

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、北広島市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

**第 2 条** 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（部）

**第 3 条** 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属する本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

**第 4 条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

**第 5 条** この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

**附 則**

この条例は、昭和 38 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**(昭和 57 年条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成 13 年条例第 7 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 25 年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 12-4 北広島市災害対策本部運営等規程（第 3 章第 1 節第 2 - 6 関係）

平成 13 年 3 月 23 日

訓令第 9 号

（趣旨）

**第 1 条** この訓令は、北広島市災害対策本部条例(昭和 37 年広島村条例第 21 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるほか、本部を設置しない場合の災害対策の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害対策本部の設置及び廃止の基準）

**第 2 条** 本部は、次の各号のいずれかに該当する場合に設置するものとする。

- (1) 震度 5 弱以上の地震が発生した場合で、特に市長が必要と認めるとき。
  - (2) 本市に、気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に基づく特別警報が発表された場合で、特に市長が必要とみとめるとき。
  - (3) 本市に、気象業務法に基づく警報が発表され、市長が総合的な災害対策を実施する必要があると認める場合
  - (4) 市の区域内で、大規模な火災、爆発その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が総合的な災害対策を実施する必要があると認める場合
- 2 本部は、災害対策本部長(以下「本部長」という。)が災害発生危険が解消したと認める場合又は応急対策措置が完了したと認める場合に廃止するものとする。

（本部の設置）

**第 3 条** 本部は、市役所庁舎内に置くものとする。ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、他の公共施設に設置するものとする。

（災害対策副本部長等）

**第 4 条** 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。

2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、教育長及び部長職をもって充てる。

（部等及び班）

**第 5 条** 本部の組織は別表第 1 のとおりとする。

2 部等に班を置き、その所掌事務は、別表第 2 のとおりとする。

3 前 2 項の場合において、災害の状況により、一部の部等及び班を設置しないことができるものとする。

4 班(庶務班、情報広報班、書記班及び連絡調整班を除く。)に班長を置き、班長は、部長等が指名する者をもって充てる。

5 班に属する職員は、別表第 1 のとおりとする。

（災害対策本部会議）

**第 6 条** 本部が設置された場合、本部に災害対策本部会議(以下「本部会議」という。)を置き、災害対策の重要な事項について協議するものとする。

2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する職員をもって構成する。

3 本部長は、被害状況の報告等に際し必要があると認めるときは、自衛隊、警察その他防災関係機関(以下「防災関係機関」という。)の職員等の本部会議への出席を要請するものとする。

4 本部会議での協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 非常配備に関すること。
- (2) 災害情報及び被害状況の分析並びにそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (3) 防災関係機関に対する応援の要請に関すること。
- (4) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用に関すること。
- (5) その他本部長が必要と認める災害対策に関する重要事項

- 5 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。
- 6 本部長は、本部会議の議長となり、会務を統括する。

(現地災害対策本部)

- 第7条** 本部長は、第2条第1項の規定により本部が設置される場合において、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するために必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置するものとする。
- 2 現地災害対策本部長は、常に本部と連絡を保ち、的確な指示及び情報交換により適切な措置を講ずるものとする。

(警戒配備)

- 第8条** 市長は、本部が設置される前において別表第3に定める基準に該当する場合は、同表に定めるところにより必要な職員を配置する警戒配備体制をとるものとする。

(非常配備)

- 第9条** 本部長は、本部が設置された後、直ちに非常配備体制をとるものとする。
- 2 非常配備の活動内容は、別表第3のとおりとする。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号の規定により本部が設置された場合は、別表第3に定める非常配備体制の決定があったものとみなす。
  - 4 本部長は、災害対策の実施状況等を勘案し、非常配備に配置する職員を減ずることができる。

(職員動員連絡系統図の作成)

- 第10条** 部長等は、非常配備の際の所属職員の職員動員連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底しておくものとする。
- 2 部長等は、前項の職員動員連絡系統図を作成したときは、本部長に提出するものとする。

(応援職員の派遣要請)

- 第11条** 部長等は、所管する部等における災害対策の実施状況から見て必要があると認めるときは、本部長に他の部等の職員の派遣を要請することができるものとする。
- 2 前項の規定により派遣された職員は、派遣を受けた部長等の指揮の下に行動するものとする。

(災害情報等の収集及び報告)

- 第12条** 部長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、災害情報の収集を行い、本部長に報告しなければならない。

(災害警戒本部による災害対策)

- 第13条** 市長は、次に掲げる場合で、情報の収集及び今後の対応について協議することがあると認めるときは、災害警戒本部を設置し、必要な災害対策を実施するものとする。
- (1) 震度4以上の地震が発生した場合
  - (2) 気象業務法に基づく警報が発表され、災害の発生が予想される場合
  - (3) その他市長が必要と認める場合
- 2 前項の規定により災害警戒本部が設置された場合は、関係する部長等は、本部が設置された場合に準じて災害対策を実施するものとする。
  - 3 災害警戒本部は、副市長、防災危機管理室長、総務部長、企画財政部長、市民環境部長、保健福祉部長、子育て支援部長、建設部長、消防長、水道部長、教育部長その他副市長が指名する職員とする。
  - 4 災害警戒本部は、災害の発生の危険が解消したと認めるとき、災害対策がおおむね完了したと認めるとき、又は第2条第1項の規定により本部を設置したときに廃止するものとする。

(その他の災害対策)

- 第14条** 前条に規定する場合のほか、市長は、災害対策本部を設置しない場合であっても、災害の状況等からみて適当と認めるときは、この訓令の規定を準用して、災害対策を実施するものとする。

(委任)

**第 15 条** この訓令に定めるもののほか、本部の組織、運営等について必要な事項は、本部長が別に定める。

**附 則**

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 13 年訓令第 20 号)

この訓令は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 14 年訓令第 9 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 14 年訓令第 13 号)

この訓令は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 15 年訓令第 7 号)

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 16 年訓令第 4 号)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 17 年訓令第 6 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 17 年訓令第 17 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成 18 年訓令第 2 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 19 年訓令第 3 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 20 年訓令第 5 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 21 年訓令第 6 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 22 年訓令第 3 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 23 年訓令第 7 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 23 年訓令第 12 号)

この訓令は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 24 年訓令第 4 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 25 年訓令第 2 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 26 年訓令第 2 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 27 年訓令第 1 号)**

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条及び第 24 条の規定は、同年 5 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 27 年訓令第 3 号)**

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 28 年訓令第 6 号)**

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 29 年訓令第 5 号)抄**

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 29 年訓令第 15 号)**

この訓令は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 30 年訓令第 1 号)**

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 30 年訓令第 6 号)**

この訓令は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条、第 6 条、第 8 条、第 10 条及び第 12 条の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 30 年訓令第 11 号)**

この訓令は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 31 年訓令第 1 号)**

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条、第 7 条、第 10 条、第 17 条及び第 22 条の規定は、北広島市子ども発達支援センター条例(平成 31 年北広島市条例第 6 号)の施行の日から施行する。

**附 則(令和元年訓令第 2 号)**

この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

**附 則(令和 5 年訓令第 4 号)**

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(令和 6 年訓令第 5 号)**

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

**別表第 1(第 5 条関係)**

災害対策本部組織

1 組織図 (略)

2 部班の編成内容 (略)

**別表第 2(第 5 条関係)**

災害対策本部の事務分掌 (略)

**別表第 3(第 8 条及び第 9 条関係)**

警戒・非常配備体制の基準 (略)

○ 資料 12-5 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定等

(第5章第7節第1関係他)

自治体間等相互応援協定

種別	協定名	協定先	協定締結日
消防防災 ヘリコプター	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	北海道知事	H8.6.25
災害協力	災害時等における北海道及び市町村相互の 応援に関する協定	北海道及び道内の市町村	H27.3.31
	北海道広域消防相互応援協定	道内市町及び一部事務組合	H6.7.25
	姉妹都市災害時相互応援に関する協定	東広島市	H23.11.23
	災害時の連携に係る協定書	陸上自衛隊第7師団第72戦車連隊	H26.4.1
	北海道地方における災害時の応援に関する 申合せ	北海道開発局	H22.6.1
	災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局	H26.3.28
	災害時における無人航空機を活用した支援 活動に関する協定	厚別警察署、宮坂建設工業(株)	R1.7.10

○ 資料 12-6 災害時等における応急生活物資供給等の協力に関する協定等

(第4章第3節第4関係他)

民間団体との協力協定

種別	協定名	協定先	協定締結日
食料品・ 生活物資	災害時における応急生活物資供給の協力に 関する協定	生活協同組合コープさっぽろ	H28.2.22 (H15.10.1)
	災害時における応急生活物資供給の協力に 関する協定	D CMホームマック (株)	H27.12.24 (H10.1.21)
	災害時における応急生活物資供給の協力に 関する協定	丸栄平山製菓 (株)	H24.11.9
	災害時における応急生活物資の供給等に関 する協定	(株) セコマ	R1.12.3
	災害時に備えた食料品の供給の協力に関す る協定書	北海道川崎建機株式会社	R2.2.4
	災害時における応急生活物資の供給に関す る覚書	株式会社ジョイフルエーカー	R3.1.27
飲料水・情 報提供	災害対応型自動販売機による協働事業に関 する協定	北海道コカ・コーラボトリング (株)	H21.2.13
飲料水	災害時における飲料水の供給等に関する協 定	(株) 伊藤園	H24.9.28
災害物資	災害時における応急生活物資供給の協力に 関する協定	片桐機械(株)	H28.1.14 (H9.11.6)
	災害時における応急生活物資供給の協力に 関する協定	(株) レンタコム北海道	H28.1.14 (H9.12.15)
	災害時における機器供給の協力に関する協 定	(株) カナモト札幌南営業所	H21.4.13

災害物資	災害時における機器供給の協力に関する協定	(株) 共成レンテム恵庭営業所	H24. 10. 30
	災害時における機器供給の協力に関する協定	(株) ナガワ	H24. 11. 7
	災害時における物資調達に関する協定書	レンゴー (株) 恵庭工場	H25. 11. 19
	災害時における物資供給の協力に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	H27. 3. 23
	災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定	日建片桐リース (株)	H28. 1. 14
	災害時における物資供給に関する協定	王子コンテナ (株) 札幌工場	H28. 3. 17
	災害時における物資供給に関する協定	(株) サッポロドラッグストア	H28. 10. 25
	災害時における物資供給の協力に関する協定	(株) エルディ (カインズホーム FC 大曲店)	H29. 2. 8
	災害時における機器供給の協力に関する協定	北海産業 (株) 北広島営業所	H29. 4. 11
	災害時における支援協力に関する協定	マックスバリュ北海道 (株)	H29. 6. 1
	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	(株) セブン-イレブンジャパン	H29. 9. 7
	災害時における応急復旧資材供給の協力に関する協定	ヒロセホールディングス (株)	H30. 8. 8
	災害時等における各種コンテナ製品等の供給に関する協定	ウォレットジャパン (株)	R3. 4. 26
	災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する北広島市とコアレックス道栄株式会社の相互協定	コアレックス道栄株式会社	R3. 9. 21
災害時における物資供給の協力に関する協定書	(株) 東光ストア	R4. 11. 22	
医薬品等	災害時における衛生材料等物資供給の協力に関する協定	(株) スズケン札幌道央支店	H24. 9. 1
	災害時における衛生材料等物資供給の協力に関する協定	(株) ツルハホールディングス	H20. 9. 1
	災害時における衛生材料等物資供給の協力に関する協定	(株) メディセオ	H25. 2. 12
物資輸送	災害時における物資輸送の協力に関する協定	北栄運輸 (株)	H28. 2. 16 (H9. 5. 22)
	緊急時における輸送業務に関する協定	札幌地区トラック協会札幌豊平支部	H27. 11. 9
	災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定	ヤマト運輸株式会社千歳主管支店	R2. 9. 7
	災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定	北海道福山通運株式会社札幌支店	R5. 7. 11
	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社北海道支店	R6. 3. 22
燃料等	災害時における燃料等供給の協力に関する協定	札幌地方石油業協同組合北広島支部	H24. 10. 10
	災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定	社団法人北海道エルピーガス協会石狩支部	H22. 10. 1

医療・ 救護活動	災害時の医療救護活動に関する協定	(社)北広島医師会	H2.4.2
	災害時における動物救護活動に関する協定	(公社)北海道獣医師会石狩支部北広島班	R5.2.21
防疫活動	災害時における防疫活動業務の協力に関する協定書	(株)北日本消毒	H31.1.23
災害応急 措置	災害時における応急対策業務に関する協定	北広島市建設業協会	H18.6.1
	災害時における応急対策業務に関する協定	北広島市電業協会	H20.5.29
	災害時における上下水道施設の緊急応援に関する協定	第一環境(株)	H29.8.1
	災害時における技術支援に関する協定	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会北海道支部	H31.1.28
	災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	(福)北広島市社会福祉協議会	R4.3.31
災害応急・ 復旧措置	災害等の発生時における北広島市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	H22.10.1
	災害時等における応急給水及び復旧の協力に関する協定	北広島市管工事業協同組合	H31.4.1 (H18.4.20)
情報発信	非常放送に関する協定	北広島エフエム放送(株)	H17.4.1
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	H26.1.9
災害協力	災害時における車両等の避難場所の提供等に関する協定	協業組合エクセル三和	R3.1.22
	災害時における北広島市と北広島市内郵便局の協力に関する協定	北広島市内郵便局(北広島郵便局、北広島西郵便局、北広島広葉郵便局、北広島元町郵便局、北広島里見郵便局、北広島西の里郵便局、輪厚郵便局、北広島中央六郵便局)	H31.2.20 (H20.9.1)
	災害時における北広島市と道都大学との相互協力・相互支援のための覚書	学校法人北海道星槎学園 星槎道都大学	H29.4.1 (H25.5.24)
	北広島市指定管理施設における指定管理者の災害時支援協力協定	西の里会館運営委員会(西の里会館・西の里ファミリー体育館)	H31.4.1 (H30.12.5)
		大曲会館運営委員会(大曲会館・大曲ファミリー体育館)	H31.4.1 (H30.12.5)
		農民研修センター運営委員会(農民研修センター・輪厚児童体育館)	H31.4.1 (H30.12.5)
		特定非営利法人NPO・連・きたほろしま(北広島団地住民センター・北広島東記念館)	H30.12.5
		NPO法人生涯学習推進委員会ゆめ(北広島市ふれあい学習センター(夢プラザ))	H30.12.5
		NPO法人いこーよ友の会(北広島市広葉交流センター(いこ〜よ))	H30.12.5
		NPO法人北広島市体育協会(総合体育館)	H30.12.5
	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	東日本電信電話(株)	H31.4.1
災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定	宮坂建設工業(株)、厚別警察署	R1.7.10	

	大規模災害時における相互連携・相互協力に関する覚書	株式会社北海道日本ハムファイターズ、株式会社ファイターズ スポーツ & エンターテインメント、北海道	R2. 1. 24
	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力（株）、北海道電力ネットワーク（株）	R3. 4. 23
	災害時等における車両の移動等の協力に関する協定	一般社団法人北海道レッカー事業組合	R3. 6. 10
災害協力	災害時における施設の利用等の協力に関する協定書	札幌トヨタ自動車(株)、札幌トヨペット(株)、トヨタカローラ札幌(株)、ネッツトヨタ札幌(株)、ネッツトヨタ道都(株)	R3. 11. 1
	災害時における仮設トイレの設置及びし尿収集・運搬等に関する協定	(業)エクセル三和	R3. 12. 20
	災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定	(株)AIRSTAGE	R4. 10. 7
福祉避難所	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	社会福祉法人えぼっく	H27. 6. 16
		社会福祉法人北ひろしま福祉会	R5. 3. 23
		社会福祉法人札幌厚生会	H27. 6. 16
		社会福祉法人慈光園	H27. 6. 16
		社会福祉法北海長正会	H27. 6. 16
		社会福祉法人北海道リハビリー	H27. 6. 16

北海道と民間団体との協力協定の内、北広島市にも協力がなされる協定

種別	協定名	協定先	協定締結日
食料品・生活物資・災害協力	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道（株）	H22. 1. 20
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	（株）セイコーマート	H18. 12. 22
食料品・防災活動	災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定	日糧製パン（株）	H24. 3. 27
飲料水・災害協力	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	北海道コカ・コーラボトリング（株）	H18. 12. 22
車 両	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定	北海道地区レンタカー協会連合会	H25. 3. 25
食料品・生活物資・災害物資	災害時における物資の供給に関する協定	コストコホールセールジャパン（株）	H28. 6. 20
避難所としての宿泊施設	災害発生時における宿泊施設の活用に関する協定	北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	H29. 1. 27
段ボール製品	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	東日本段ボール工業組合	H29. 3. 10
相談業務	災害時における相談業務の応援に関する協定	北海道弁護士会連合会 北海道ブロック司法書士協議会 公益社団法人北海道不動産鑑定士協会 日本公認会計士協会北海道会 日本土地家屋調査士連合会北海道ブロック協議会 北海道税理士会 北海道行政書士会	H29. 6. 2
救援物資の保管及び荷役等	災害時における物資の保管等に関する協定	苫小牧地区倉庫協会	H29. 7. 24
合 板	災害時における物資の供給に関する協定	丸玉産業（株）	H29. 8. 23
災害協力・災害応急・一時的避難施設等	災害時における相互協力に関する協定	北海道公立大学法人 札幌医科大学	H29. 12. 20

○ 資料 12-7 緊急消防援助隊の運用に関する要綱（第5章第7節第1-2関係）

平成16年3月26日 消防震第19号  
 改正 平成17年3月30日 消防震第14号  
 改正 平成18年2月14日 消防応第15号  
 改正 平成18年6月22日 消防応第94号  
 改正 平成20年7月2日 消防応第109号  
 改正 平成20年8月27日 消防応第152号  
 改正 平成24年11月28日 消防広第95号  
 改正 平成26年3月26日 消防広第75号  
 改正 平成27年3月31日 消防広第74号  
 改正 平成28年3月30日 消防広第80号  
 改正 平成29年3月28日 消防広第93号  
 改正 平成31年3月8日 消防広第35号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 編成及び装備等の基準
- 第3章 出動
- 第4章 指揮活動
- 第5章 防災関係機関との連携
- 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画
- 第7章 その他

第1章 総 則

（目的）

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。

- (11) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

## 第2章 編成及び装備等の基準

（都道府県大隊の編成）

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第38条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「（第〇）中隊」、「（〇〇消防本部）中隊」、「（消火）中隊」等と呼称する。  
 なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- (4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「（〇〇）小隊」と呼称する。
- (5) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

（指揮支援部隊の編成）

第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第38条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。
- (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
- (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部（〇〇都道府県）航空指揮支援隊」と呼称する。

（統合機動部隊の編成）

第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。

(3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。

(4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。

(5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の編成)

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防ポンプ自動車を備えたもの)を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。

(3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。

(3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(〇〇消防本部) NBC災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。

(3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服(又は陽圧式化学防護服)

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。

イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。

ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。

(2) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

### 第3章 出動

(指揮本部の設置)

第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

第13条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りではない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2) 後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
- (5) 物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。
- (8) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第16条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関すること。

- (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関する事。
- (4) 被災地消防本部との連絡調整に関する事。
- (5) 被災地における通信の確保に関する事。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関する事。
- (7) 航空消防活動の支援に関する事。
- (8) 宿営場所の設営に関する事。
- (9) 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関する事。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。  
(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第17条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。  
(NBC災害即応部隊の出動)

第18条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。  
(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第19条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。  
(航空部隊の出動)

第20条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点へリベースに出動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。  
(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする(以下、第2号及び第3号について同じ。)

(2) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡するものとする。

(3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡するものとする。

(4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。

3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第25条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

(1) 被害状況

(2) 活動方針

(3) 活動地域及び任務

(4) 安全管理に関する体制

(5) 使用無線系統

(6) 地理及び水利の状況

(7) その他活動上必要な事項

2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

## 第4章 指揮活動

(指揮体制)

第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

7 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）

第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。

- (1) 第1順位 指揮支援隊長
- (2) 第2順位 都道府県大隊長
- (3) 第3順位 統合機動部隊長
- (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長

3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整に関すること。
- (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。
- (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
- (6) 調整本部に対する報告に関すること。
- (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。

5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。

6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。

7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

（緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置）

第26条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。

3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (3) 調整本部に対する報告に関すること。
- (4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。

5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。

6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。

7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、

指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

第27条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。

3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。

4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。

(2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。

(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 報道機関への対応に関すること。

(6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

第28条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。

(2) 隊員の安全管理に関すること。

(3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。

(4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。

(5) 被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。

(6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。

(7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。

(8) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

(現地合同調整所の設置)

第29条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。

3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を

図るものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

(活動報告等)

第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。

2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。

5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。

ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。

6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。

7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。

8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。

9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

(通信連絡体制等)

第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

(1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。

(2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を使用する。

(3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。

(4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。

(5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。

(6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。

(7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。

- (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。
- (9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。
- (10) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。
- 2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。
- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
- (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
- ア 応援要請を行う場合
- イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
- ウ 新たな災害が発生した場合
- エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合
- 3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

## 第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE(国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。)等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ(救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。)等と連携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

## 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第38条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

- 2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
    - (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
    - (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
    - (3) 関係機関との活動調整に関すること。
    - (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
    - (5) 情報連絡体制に関すること。
    - (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
    - (7) その他必要な事項に関すること。
  - 3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。
  - 4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。
  - 5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
    - (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
    - (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
    - (3) 情報連絡体制に関すること。
    - (4) その他必要な事項に関すること。
  - 6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。  
(消防本部の受援計画)
- 第39条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
    - (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
    - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
    - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
    - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
    - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
    - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
    - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
    - (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
    - (9) その他必要な事項に関すること。
  - 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
  - 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

## 第7章 その他

(消防本部等の訓練)

第40条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第41条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第42条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日消防広第80号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで（第4号を除く。）及び同条第2項の規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日消防広第93号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日消防広第35号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

○ 資料 12-8 札幌圏防災関係機関設置要綱（第 5 章第 7 節第 1-2 関係他）

（平成 7 年 7 月 21 日連絡会議決）

（設置目的）

**第 1 条** この会は、札幌圏の自治体と防災関係機関（以下「関係機関」という。）が災害応急対策を実施する際の相互の迅速かつ的確な連携活動を図るために、札幌圏における大規模災害の発生に備えて、平素から連携体制の充実強化に関する事項を協議し、もって地域住民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的として設置する。

（名称）

**第 2 条** この会の名称は、札幌圏防災関係機関連絡会（以下「防災連絡会」という。）という。

（札幌圏の範囲）

**第 3 条** 札幌圏の範囲は、札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市及び当別町の行政区域とする。

（防災関係機関）

**第 4 条** 防災関係機関は、陸上自衛隊北部方面隊、第一管区海上保安本部、北海道及び北海道警察とする。

（協議事項）

**第 5 条** 防災連絡会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 消火・救助・救急等の活動の連携に関する事項
- (2) 災害時における情報の収集伝達に関する事項
- (3) 緊急物資の調達に関する事項
- (4) 緊急車両等の通行路確保に関する事項
- (5) ヘリコプターの効率的運用に関する事項
- (6) その他、災害対策に関する事項

（連絡会議）

**第 6 条** 防災連絡会の会議（以下「連絡会議」という。）は、原則として年 1 回開催するものとし、関係機関からの要請に応じて随時開催することができる。

- 2 連絡会議の構成員は、別表のとおりとする。
- 3 連絡会議に座長を置き、出席者の互選により選出する。ただし、出席者に異議がないときは、指名推薦の方法により選出する。
- 4 関係機関は、必要があると認めた場合、構成員以外の者を連絡会議に出席させることができる。この場合、事務局にあらかじめその旨を通知するものとする。

（実務担当会議）

**第 7 条** 連絡会議の協議事項に関して、実務的な観点からの検討等を行うため、連絡会議に実務担当会議を設置することができる。

- 2 実務担当会議は、関係機関の要請に応じて随時開催するものとする。
- 3 関係機関は、協議事項等に応じて、実務担当者を会議に出席させるものとする。
- 4 実務担当会議の座長は、第 6 条第 3 項の規定に準じて選出する。

（事務局）

**第 8 条** 防災連絡会の庶務を行うため、札幌市消防局防災部内に事務局を置く。

**附 則**

この要綱は、平成 7 年 7 月 21 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 11 年 1 月 29 日から施行する。

## ○ 資料 12-9 札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定

### (第 5 章第 30 節第 1 関係)

札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町及び新篠津村（以下「協定市町村」という。）は、大規模な震災等により廃棄物処理に支障を来たす事態の発生等に備え、相互の支援の実施について、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第 1 条 この協定は、震災等発生時における協定市町村の広域的な支援体制を確保することにより、協定市町村の廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする。

#### (相互支援の実施)

第 2 条 この協定により、協定市町村が相互に支援を実施する場合は、大規模な震災等により、多量の廃棄物が発生又は廃棄物処理施設の処理能力が低下したために廃棄物の処理が困難となり、他の協定市町村の支援を必要とするときとする。

#### (支援の要請及び受け入れ)

第 3 条 前条に掲げる事態が生じたとき、支援を必要とする協定市町村は、他の協定市町村に対し支援を要請することができるものとする。

2 支援を要請された協定市町村は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、支援要請を受け入れるよう努めるものとする。

3 被害が甚大で、協定市町村間における支援に関する連絡調整が必要となる時は、札幌圏廃棄物対策連絡会議が、これを行うものとする。

#### (関係団体等との調整)

第 4 条 被害が甚大で、関係団体等との支援に関する連絡調整が必要となる時は、札幌圏廃棄物対策連絡会議が、これを行うものとする。

#### (廃棄物処理施設に関する相互支援の内容)

第 5 条 協定市町村は、各市町村内の廃棄物処理施設において、可能な限り他の協定市町村の震災等廃棄物を受け入れるための調整を進める。

2 協定市町村は、被害が甚大であり、仮設処理施設の導入が必要な際は、他の協定市町村との相互利用を検討の上、計画を立案するよう努める。

#### (仮置場に関する相互支援の内容)

第 6 条 協定市町村は、非常時に備え、平時から震災等廃棄物の仮置場等に利用可能な土地の情報収集に努める。

2 協定市町村は、被害が甚大な場合、状況に応じて、仮置場の相互利用等の支援を行うことができる。

#### (収集運搬車両に関する相互支援の内容)

第 7 条 協定市町村は、平時から確保している車両において、被災市町村への応援派遣等が可能な場合、できる限り支援を実施するよう努める。

2 被害が甚大で、あり、協定市町村において多数の廃棄物収集運搬車両を手配する必要が生じた場合、札幌圏廃棄物対策連絡会議において調整することができる。

#### (情報の交換)

第 8 条 この協定の円滑な運用を期するために、協定市町村等は廃棄物処理に係る相互の緊密な連携及び情報交換を積極的に行うものとする。

2 被害が甚大な場合は、第 4 条から第 7 条に掲げた規定に関連する情報をはじめ、その他、道路運行状況、除雪状況等、廃棄物処理に係る必要な関連情報を、札幌圏廃棄物対策連絡会議に集約して共有する。

#### (支援の方式)

第 9 条 協定市町村は、相互支援の実施について、信義に基づいて行うものとする。

2 支援に必要とする経費は、原則として、支援を要請した協定市町村が負担するものとする。

3 前項の経費の額は、支援要請を受けた協定市町村が定める廃棄物処分にかかる手数料相当額を基本と

し、支援要請を受けたことにより特に必要となった経費については、双方協議の上支援の都度決定するものとする。

(連絡担当部局)

第10条 協定市町村等は、この協定締結後速やかにこの協定の実施のための連絡担当部局を定め、他の協定市町村等に通知するものとし、これを変更した場合も同様とする。

(疑義の決定等)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し生じた疑義は、協定市町村が協議して決定するものとする。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、協定市町村が締結する災害時の支援等に係る他の協定を妨げるものではない。

(適用)

第13条 この協定の有効期間は、締結日から2年間とする。ただし、期間満了前6か月までに、いずれの協定市町村からも改廃等の申し出がない場合は、さらに2年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定締結の証として、本書7通を作成し、各協定市町村長が押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年2月7日

札幌市長 上田 文雄

小樽市長 中松 義治

江別市長 三好 昇

北広島市長 上野 正三

石狩市長 田岡 克介

当別町長 宮司 正毅

新篠津村長 東出 輝一

○ 資料 12-10 災害義援金募集委員会及び事業要綱骨子（第 8 章第 2 節第 3 関係）

北海道災害義援金募集委員会会則

（目的）

**第 1 条** 本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第 31 条の 2 第 2 項及び北海道地域防災計画第 32 節災害義援金募集（配分）計画に基づき北海道における災害義援金の募集に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

（名称）

**第 2 条** 本委員会は北海道災害義援金募集委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（事務局）

**第 3 条** 委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部（以下「日赤道支部」という。）に置く。

（組織）

**第 4 条** 委員会は第 1 条の目的に賛同し、協力する機関又は団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

（委員）

**第 5 条** 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、日赤道支部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

（委員会）

**第 6 条** 委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長に事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

（募集要綱等）

**第 7 条** 義援金募集要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

（運営）

**第 8 条** 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

（意見の聴取）

**第 9 条** 委員会は第 1 条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

（附則）

**第 10 条** この会則は平成 19 年 5 月 30 日から実施する。

北海道災害義援金募集（配分）委員会会則（昭和 57 年 9 月 1 日制定）は廃止する。

「参考」

本委員会が実施する義援金募集業務は、災害救助法第 32 条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託（注）を受けている日本赤十字社北海道支部とその協力団体が実施することから、寄託された義援金は法人税法第 37 条第 3 項第 1 号又は所得税法第 78 条第 2 項 1 号に規定する寄付金に該当するものである。

（注） 医療・助産・死体の処理（埋葬及び死体の一時保存を除く）に関する委託協定

（昭和 34 年 9 月 1 日 甲北海道知事 乙日赤北海道支部長）

## 災害義援金募集事業要綱骨子

北海道災害義援金募集委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金募集要綱名  
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金募集要綱」とする。
- 2 実施主体  
北海道災害義援金募集委員会とする。  
(事務局：日本赤十字社北海道支部)
- 3 構成団体  
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣旨  
都度委員会において定める。
- 5 義援金の種別  
募集する義援金は原則として現金とする。  
特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。
- 6 募集期間  
都度委員会において定める。
- 7 損金等の取扱い  
委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。
- 8 義援金の受付窓口  
各構成団体（同地方組織を含む）の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。
- 9 受領書の発行  
各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。  
ただし、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書（免税領収書）の発行手続きをとるものとする。  
(2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。
- 10 義援金の送金  
各構成団体において受付けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。  
(2) 委員会口座に送金された義援金（預金利子を含む）は、募集期間終了後速やかに北海道災害義援金配分委員会が開設する義援金口座に送金するものとする。
- 11 広報・周知  
義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においても、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。  
(2) 義援金の募集成績は概ね1ヵ月2回程度集計し、その都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。
- 12 義援品の取り扱い  
義援品は原則として取扱わない。
- 13 経費  
各構成団体が義援金を募集するに当たって必要とする諸経費については、その団体が負担する。

14 その他

本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

○ 資料 12-11 災害義援金配分委員会及び事業要綱骨子（第 8 章第 2 節第 3 関係）

北海道災害義援金配分委員会会則

（目的）

**第 1 条** 本委員会は災害による被災者を救援するため、北海道地域防災計画第 32 節災害義援金募集（配分）計画に基づき北海道における災害義援金の配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

（名称）

**第 2 条** 本委員会は北海道災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（事務局）

**第 3 条** 委員会の事務局は北海道保健福祉部福祉局福祉援護課（以下「北海道」という。）に置く。

（組織）

**第 4 条** 委員会は第 1 条の目的に賛同し、協力する機関又は団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

（委員）

**第 5 条** 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、北海道保健福祉部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

（委員会）

**第 6 条** 委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長に事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

（配分要綱等）

**第 7 条** 義援金配分要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

（運営）

**第 8 条** 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は北海道において措置する。

（意見の聴取）

**第 9 条** 委員会は第 1 条の目的を達成するため、必要に応じて関係機関から意見を求めることができる。

（附則）

**第 10 条** この会則は平成 19 年 5 月 30 日から実施する。

北海道災害義援金募集（配分）委員会会則（昭和 57 年 9 月 1 日制定）は廃止する。

## 災害義援金配分事業要綱骨子

北海道災害義援金配分委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金配分要綱名  
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金配分要綱」とする。
- 2 実施主体  
北海道災害義援金配分委員会とする。  
(事務局：北海道保健福祉部福祉局福祉援護課)
- 3 構成団体  
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣旨  
都度委員会において定める。
- 5 配分方法  
北海道災害義援金募集委員会から送金された義援金（預金利子を含む）は、速やかに委員会を開催し協議の上、公正・適正に被災市町村等に配分する。
- 6 広報・周知  
義援金配分結果については、その都度委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて公表する。
- 7 経費  
各構成団体が義援金の配分結果について公表する諸経費については、その団体が負担する。  
(2) 被災地への義援金送料等については委員会において定める。但しこれらの費用を義援金より支出することは原則として行わない。
- 8 その他  
本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

○ 資料 12-12 北広島市災害弔慰金の支給等に関する条例（第 8 章第 1 節第 5 関係）

第 1 章 総 則

（目的）

**第 1 条** この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

**第 3 条** 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

**第 4 条** 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
  - ア 配偶者
  - イ 子
  - ウ 父母
  - エ 孫
  - オ 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先に、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先に、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先に、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

**第 5 条** 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

**第6条** 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

**第7条** 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

**第8条** 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

**第9条** 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

**第10条** 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

**第11条** 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

**第12条** 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

**第13条** 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財についての被害金額が、その家財の価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
  - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
  - ウ 住居が半壊した場合 270万円
  - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
  - イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

(保証人及び利率)

**第 14 条** 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を含むものとする。

(令元条例 4・一部改正)

(償還等)

**第 15 条** 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。

(平 31 条例 11・令元条例 4・一部改正)

## 第 5 章 補 則

(委任)

**第 16 条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 52 年条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例は、昭和 52 年 3 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 53 年条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和 53 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 56 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和 56 年 6 月 1 日以降の災害について適用する。

附 則(昭和 56 年条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和 56 年 8 月 3 日以降の災害について適用する。

附 則(昭和 57 年条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の広島町災害弔慰金の支給等に関する条例第 3 章の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和 62 年条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の広島町災害弔慰金の支給等に関する条例第 13 条第 1 項の規定は、昭和 62 年 2 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 3 年条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 31 年条例第 11 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 14 条並びに第 15 条第 1 項及び第 3 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

○ 資料 12-13 北広島市家屋等災害復旧資金貸付規則（第 8 章第 1 節第 5 関係）

（目的）

**第 1 条** この規則は、災害によって被害を受けた家屋（以下「被害家屋」という。）の補修及び宅地（以下「被害宅地」という。）の整備に必要な資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、被災市民の生活の早期安定を図ることを目的とする。

（用語の定義）

**第 2 条** この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害で市長が指定するものをいう。
- (2) 家屋 居住の用に供する建物をいう。
- (3) 宅地 家屋が現存する敷地をいう。
- (4) 共用施設 擁壁、排水施設等のうち、一団を形成する宅地の連続する部分をいう。

（貸付けを受ける者の資格）

**第 3 条** 資金の貸付けを受けることのできる者は、次の各号に該当する者とする。ただし、第 4 号に掲げる事項について市長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 市民であって、市内に所在する被害家屋及び被害宅地の所有者
- (2) 共用施設の整備にあつては、共用施設の所有者及び当該共用施設を利用する者で、市長が認めたもの
- (3) 被害家屋又は被害宅地については 10 万円以上、共用施設については 20 万円以上の損害を受けた者
- (4) 貸付金の償還が確実と認められ、かつ、第 6 条に定める資格を有する連帯保証人を立てることができる者

（資金の貸付け、種類及び限度額）

**第 4 条** 市長は、前条の資格を有する者のうち、必要と認めた者に対し、資金を貸し付けることができる。

2 資金の貸付けの種類及び限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被害家屋補修資金 1 棟につき上限 50 万円
- (2) 被害宅地整備資金 工事費の 8 割以内で上限 100 万円
- (3) 共用施設整備資金 工事費の 8 割以内で上限 500 万円

（資金貸付申請）

**第 5 条** 資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を定め第 2 条第 1 号により市長が指定した日から 30 日以内に、別に定める資金貸付申請書に工事計画書その他市長が必要と認めて指定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（連帯保証人の資格）

**第 6 条** 第 3 条第 4 号に規定する連帯保証人は、次の各号に掲げる要件を具備する者でなければならない。

- (1) 市内に引き続き 1 年以上居住している者
- (2) 未成年者、青年被後見人、被補佐人及び破産者でない者
- (3) 独立の生計を営む者で、貸付金の償還能力があると認められる者

（貸付けの決定）

**第 7 条** 市長は、第 5 条の規定により資金貸付申請書の提出があつたときは、速やかに当該申請の内容その他必要な事項を調査し資金を貸し付けることに決定したときは、資金貸付決定通知書により通知するものとする。

（取扱金融機関の指定及び事務の一部委託）

**第 8 条** 資金の貸付けを取扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）は、市長が別に指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、指定した取扱金融機関に対して貸付金の交付及び償還金の徴収について委託することができる。

（貸付金の交付等）

**第9条** 第7条の資金貸付決定の通知を受けた者（以下「借受者」という。）は、その通知を受けた日から30日以内に、資金借受証書に連帯保証人を連署のうえ、本人及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて取扱金融機関に提出しなければならない。

2 取扱金融機関は、借受者から所定の関係書類の提出があったときは、書類を確認のうえ、期日を定めて貸付金を交付するものとする。

（貸付金の償還及び利率）

**第10条** 貸付金の償還期間は、5年以内とし、最初の1年間を据置期間とする。

2 償還方法は、元金均等月賦償還とする。

3 貸付利率は、年3.5パーセントとする。

（一時償還）

**第11条** 市長は、借受者が次の各号の一に該当する場合は、償還期限前であっても、貸付金の全部又は一部を一時に償還させることができる。

(1) 貸付金を貸付目的以外に使用したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な方法により貸付けを受けたとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

（検査、指導等）

**第12条** 市長は必要があると認めたときは、借受者に対して工事の内容を検査し、又は指導することができる。

2 取扱金融機関は、委託を受けた事務の処理について四半期ごとに市長に報告しなければならない。

（届出等）

**第13条** 借受者又は連帯保証人が次の各号の一に該当した場合は、借受者（借受者が死亡した場合は連帯保証人）は速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 住所、氏名、職業又は勤務先を変更したとき。

2 借受者は、連帯保証人が死亡したとき、又は第6条各号に掲げる要件を具備しなくなったときは、速やかに新たに連帯保証人を定め、又は連帯保証人を変更しなければならない。

（遅延利息）

**第14条** 市長は、借受者がその指定する期日までに貸付金の償還を行わないときは、その期日の翌日から償還の日までの日数に応じて、延納金額について年10.95パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する金額を遅延利息として徴収する。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、遅延利息を減免することができる。

（委任）

**第15条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年8月3日から適用する。

（昭和56年9月18日施行）

#### 附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（平成9年9月18日改正）